

中国共産党第十二回 全国代表大会文献集

党十二回大会における胡耀邦の報告
中国共産党規約
中央指導機構構成員名簿

一九八二年九月

中国共产党第十二回
全国代表大会文献集

外文出版社
北京

目次

中国共産党第十二回全国代表大会開会のことば……………	鄧小平…………… 1
(一九八二年九月一日)	
社会主義現代化建設の新たな局面を全面的にきりひらこう……………	胡耀邦…………… 7
——中国共産党第十二回全国代表大会での報告——	
(一九八二年九月一日)	
中国共産党第十二回全国代表大会の 第十一期中央委員会の報告にかんする決議……………	…………… 89
(中国共産党第十二回全国代表大会で一九八二年九月六日に採択)	
中国共産党規約……………	…………… 91
(中国共産党第十二回全国代表大会で一九八二年九月六日に採択)	
中国共産党第十二回全国代表大会の 『中国共産党規約』にかんする決議……………	…………… 131
(中国共産党第十二回全国代表大会で一九八二年九月六日に採択)	

中国共産党第十二回全国代表大会での演説……………	葉劍英……………	133
(一九八二年九月六日)		
中国共産党第十二回全国代表大会での演説……………	陳雲……………	137
(一九八二年九月六日)		
中国共産党第十二回全国代表大会閉会のことば……………	李先念……………	143
(一九八二年九月十一日)		
中国共産党第十二期中央委員会委員と委員候補名簿……………		149
中国共産党中央顧問委員会委員名簿……………		155
中国共産党中央規律検査委員会委員名簿……………		159
中国共産党第十二期中央委員会第一回総会公報(第一号)……………		161
中国共産党第十二期中央委員会第一回総会公報(第二号)……………		165
中国共産党中央顧問委員会第一回総会公報……………		167
中国共産党中央規律検査委員会第一回総会公報……………		169

中国共産党第十二回全国代表大会開会のことば

(一九八二年九月一日)

鄧小平

同志のみなさん

中国共産党第十二回全国代表大会をたゞいまより開幕する。

今回のわれわれの代表大会における主要な議題は次の三つである。(一)第十一期中央委員会の報告を審議し、社会主義現代化建設の新たな局面を全面的に切り開くために奮闘する党の綱領を定めること、(二)新たな『中国共産党規約』を審議し、採択すること、(三)新しい党規約の規定にもとづいて新たな中央委員会、中央顧問委員会、中央規律検査委員会を選出すること。

今回の代表大会の任務を達成すれば、社会主義現代化建設にたいするわが党の指導思想はいっ

そう明確なものとなり、党の建設は新たな歴史的時期の要求にいつそうかなったものとなり、党の最高指導層は新旧の協力と交替を実現し、いつそう生氣はつらつとした戦闘的な司令部となることができる。

党の歴史をふりかえれば、今回の代表大会は、党の第七回全国代表大会以来もつとも重要な会議となるであろう。

一九四五年に毛沢東同志の主宰のもとで開かれた党の第七回全国代表大会は、党創立以後の民主主義革命時期におけるわが党のもつとも重要な代表大会であった。あのときの大会では二十余年にわたって曲折しながら発展したわが国の民主主義革命の歴史的経験を総括し、正しい綱領と戦術を定め、党内の誤った思想を克服して、全党の認識をマルクス・レーニン主義、毛沢東思想の基礎のうえに統一し、それまでにない全党的団結をもたらした。この代表大会は、新民主主義革命の全国的勝利のために基礎を築いたのである。

一九五六年に開かれた党の第八回全国代表大会は、生産手段私有制の社会主義的改造が基本的に達成された後の情勢を分析し、社会主義建設を全面的に展開するという任務を提起した。八回大会の路線は正しいものであった。しかし、社会主義の全面的建設について、当時、党の思想準備が不十分であったために、八回大会のうちだした路線と多くの正しい意見は、実践の中でつら

ぬくことができなかった。八回大会以後、われわれは社会主義建設の面で多くの成果を収めたが、同時に重大な挫折もこうむった。

現在、今回の代表大会の状況は八回大会の時とは大きく異なっている。ちょうど七回大会以前、二十余年にわたる民主主義革命の曲折した発展が全党を教育して、わが国の民主主義革命の法則を掌握させたのと同様に、八回大会以後、二十余年にわたる社会主義革命と社会主義建設の曲折した発展も全党を深く教育した。十一期三中総以来、経済、政治、文化など各方面の活動の中で、わが党は正しい政策を回復するとともに、新たな状況、新たな経験を研究して、一連の新たな正しい政策を定めた。八回大会の時にくらべて、現在、わが国の社会主義建設の法則にたいするわが党の認識ははるかに深まり、経験ははるかに豊富になり、われわれの正しい方針を貫徹する自覚と決意は大いに強まっている。今回の代表大会で定められる正しい綱領が、かならず社会主義現代化建設の新たな局面を全面的に切り開き、わが党に隆盛をもたらし、われわれの社会主義事業に隆盛をもたらし、われわれの国家と諸民族に隆盛をもたらすであろうことを、われわれは十分な根拠をもって確信している。

われわれの現代化建設は中国の実際から出発しなければならぬ。革命にせよ、建設にせよ、外国の経験に学び、それを参考とするよう心がけることは必要である。しかし、他国の経験、他

国の様式をそのまま引き写して成功したためしはない。われわれはこの面で少なからぬ教訓を得ている。マルクス主義の普遍的真理をわが国の具体的実際と結びつけ、みずからの道を歩み、中国の特色を持つ社会主義を建設すること、これが長期にわたる歴史的経験を総括して得たわれわれの基本的結論である。

中国の事柄は中国の状況にもとづいておこない、中国人自身の力によっておこなうべきである。独立自主、自力更生は、過去、現在、未来を問わず、つねにわれわれの立脚点である。中国人民は、外国および外国の人民との友情と協力を大切にすが、それにも増して、長期の闘争を経てみずから勝ちとった独立・自主の権利を大切にしている。いかなる国も、中国がその従属国になるだろうとか、中国が自国の利益をそこねるような苦い果実を呑みこむだろうなどと期待しない方がよい。われわれは対外開放政策を断固実行し、平等互恵をふまえて、対外交流を積極的に拡大するものである。同時に、われわれは頭脳を冷静にして、宥敗した外来思想の侵食を断固として阻止し、ブルジョア的生活様式がわが国に氾濫するのを断じて許さない。中国人民は自己の民族的自尊心と誇りをもっており、祖国を熱愛し、社会主義祖国の建設に全力をかたむけるのを最大の光栄とみなし、社会主義祖国の利益、尊厳、榮譽をそこねるのを最大の恥辱とみなしている。

八十年代は、わが党と国家の歴史的発展段階における重要な年代である。社会主義現代化建設にはげむこと、台湾をふくむ祖国統一の実現をはかること、覇権主義に反対し、世界平和を守ること、これは八十年代におけるわが国人民の三大任務である。この三大任務のうち、核心は経済建設であつて、それは国際国内問題を解決する基礎である。今後長期にわたつて、少なくとも今世紀末までの二十年近くの間、われわれは次の四つの仕事に力を入れなければならない。すなわち、機構の改革と経済体制の改革をすすめ、幹部の隊列の革命化、若年化、知識化、専門化を実現すること、社会主義の精神文明をうちたてること、経済分野およびその他の分野に存在する反社会主義の犯罪活動に打撃を与えること、新しい党規約の真剣な学習をふまえて党の作風と組織を整頓すること。これは、われわれが社会主義の道を堅持し、力を集中して現代化建設をすすめるうえでのもっとも重要な保証である。

わが党は、いまや三千九百万の党员を擁し、全国の政權を指導する大きな政党となっている。しかし、共産党员は全国人民のなかでいついかなる時も少数を占めているにすぎない。わが党が提起する重要な諸任務には、なに一つとして、広範な人民の刻苦奮闘に依拠することなしに達成できるものはない。わたしはここで、わが党を代表し、社会主義現代化建設のなかで勤勉にはたらく全国の労働者、農民、知識分子に崇高な敬意をおくるものである。祖国の安全と社会主義建

設を守る金城鉄壁の中国人民解放軍に崇高な敬意をおくるものである。

わが国の民主諸党派は、民主主義革命の時期にはわが党とともに奮闘し、社会主義の時期にはわが党とともに前進し、ともに訓練に耐えてきた。わが党は、今後の建設においても、すべての愛国的民主党派および愛国的民主人士と長期にわたって協力するものである。わたしはここで、わが党を代表し、民主諸党派ならびに無党派の友人のみなさんに、心から感謝の意を表わすものである。

わが党の事業は、全世界の進歩的な人びとおよび友好諸国の支持と援助を受けている。わたしはここで、わが党を代表し、かれらに心から感謝の意を表わすものである。

われわれは、骨身を惜しまず努力をかさねて自分の仕事をやりとげ、全国各民族人民との団結を強め、全世界人民との団結を強めて、わが国を現代化した、高度の文明と高度の民主をそなえた社会主義国家に築きあげるために、また覇権主義に反対し、世界平和を守り、人類の進歩的事業を推進するために奮闘努力しなければならない。

社会主義現代化建設の新たな

局面を全面的にきりひらこう

——中国共産党第十二回全国代表大会での報告

(一九八二年九月一日)

胡耀邦

社会主義現代化建設の新たな局面を

全面的にきりひらこう

——中国共産党第十二回全国代表大会での報告

(一九八二年九月一日)

胡耀邦

同志のみなさん

ここに中国共産党第十一期中央委員会を代表して、党の第十二回全国代表大会にたいし報告をおこなうこととする。

一 歴史的な転換と新たな偉大な任務

一九七六年十月に江青反革命集団を粉砕して以来、とくに党の第十一期中央委員会第三回総会以来、全党、全軍、全国各民族人民のなみなみならぬ努力によって、われわれはすでに指導

思想の面で困難にみちた混乱收拾の任務を達成し、各分野の実際活動における混乱收拾の大勝利をかちとり、歴史的意義をもつ偉大な転換を実現した。

今回の代表大会の使命は、ここ六年間における歴史的な勝利の経験を総括し、十年間の動乱が残した消極的な影響をさらに取り除き、社会主義現代化建設の新たな局面の全面的展開をめざして、ひきつづき前進するための正しい道、戦略的な段取り、方針と政策を確定することにある。

党中央は、今回の代表大会がかならずこの歴史的な重責を担いうるものと確信している。

歴史的意義をもつ偉大な転換が勝利のうちに実現したとすれば、それは主としてどのような点に現われているのであろうか。

われわれは思想面では、長期にわたって存在した教条主義と個人崇拜のきびしい束縛を断固つき破って、マルクス主義の实事求是の思想路線をふたたび確立し、それぞれの活動分野で、生気にとむ創造的な力が発揮されるようにした。われわれは毛沢東思想の本来の姿を回復させ、新たな歴史的条件のもとで毛沢東思想を堅持し、発展させた。

われわれは長期にわたる社会的動乱に終止符を打ち、安定団結の、生気はつらつとした政治的局面を実現した。社会主義の民主と法秩序は次第に健全化し、諸民族の平等・団結の關係はふたたび強まり、愛国統一戦線はいちだと拡大した。こうした政治的局面が現われたため、現在は

建国以来もつともすばらしい歴史的時期のひとつとなっている。

われわれの党と国家の各級指導部は、逐次、調整と整頓を経て、強化されている。全般的にみれば、党と国家の各級組織の指導権は、すでに基本的には党と人民に忠実な幹部の手に握られている。

われわれは、党と国家の活動の重点を敢然として経済建設に移し、経済活動に長期にわたって存在した「左」よりの誤りを断固一掃し、調整、改革、整頓、向上の正しい方針を真剣に貫徹した。現在、わが国の経済は、すでもつとも困難な時期を乗り越え、着実な発展の健全な軌道にのっている。

われわれの教育・科学・文化面の活動も正常な軌道にのって、すでに一定の発展をとげ、いちおう繁栄の局面を呈している。党と知識分子の關係は、以前よりもいちじるしく改善された。労働者、農民、知識分子という三つの基本的社会勢力の相互の団結も、いまはかなりよくなっている。

われわれは、現代化、正規化した革命軍隊を建設するために、大きな努力をはらった。人民解放軍は、軍事訓練と思想・政治活動を強化する面でも、軍隊と政府、軍隊と人民の關係を改善する面でも、また国境の警備、祖国の安全の防衛、社会主義建設への参加の面でも、すべていちじ

るしい成果をおさめた。軍隊の軍事的体質と政治的体質にも、新たな歴史的条件のもとで新たな向上がみられる。

わが党は、人民を指導して歴史的意義をもつ偉大な転換をなしとげる過程で、自分じしんも訓練に耐え、改造された。党は党風刷新のために多くの活動をおこない、すぐれた伝統を逐次回復し、闘争のなかで鍛えられて、ますます成熟した、強固なものとなりつつある。

ここ六年間の戦闘の過程をふりかえってみると、われわれが歩んできたのは平坦な道ではなかったことがわかる。十年にわたる動乱は、党と国家にきわめて大きな傷跡を残した。勝利をからとるのは、容易ではなかった。それは、党中央が全党と全国各民族人民を指導して、さまざまな大きな困難を克服したのち、はじめてかちとられたのである。

「文化大革命」とそれ以前の「左」よりの誤りは、広い範囲にわたって深刻な影響をおよぼし、重大な損害をもたらした。われわれは林彪、江青の両反革命集団への摘発、批判を深めると同時に、「文化大革命」とそれ以前の「左」よりの誤りについても、全面的に清算しなければならぬ。そうなると、毛沢東同志が晩年におかした誤りに触れないわけにはいなくなる。毛沢東同志は中国革命に不朽の偉大な貢献をしたため、党と人民のあいだで高い威信を長期にわたり保ってきたし、今後も保ちつつけるであろう。毛沢東同志のおかした誤りを含めて、わが党の誤

りにたいし、自己批判をおこなうマルクス主義者としての勇氣があるかどうか、また、こうした自己批判を歴史的見地から正しくすすめることができるかどうか、これは混乱を收拾できるかどうかのカギである。江青反革命集団を粉砕した直後、わが党は「左」よりの誤りを全面的に清算する心がまえがきわめて不十分であり、そのうえ当時の党中央の主要な責任者が一連の重要問題でひきつづき「左」よりの誤りをおかしたため、十一期三中総以前の二年間は、党の指導思想の面での是非の別がしかるべきかたちで明確にされず、混乱收拾の面でも彷徨状態を呈するにいたった。党の第十一次全国代表大会は「文化大革命」の終了を宣告し、社会主義現代化の強国を築きあげるという任務を再確認した。これは大衆を動員するうえで積極的な役割を果たした。だが、この大会の政治報告は「文化大革命」のまちがった理論、政策、スローガンをあいかわらず肯定したので、混乱收拾をいちじるしく阻害する消極的な役割を果たすこととなった。十一期三中総の偉大な歴史的功績は、長期にわたる「左」よりの誤りのきびしい束縛を根本的につき破つて、党の指導思想を是正し、マルクス主義の思想路線、政治路線、組織路線をふたたび確立したことにある。それ以後、党は各方面から歴史的経験を深く掘りさげて総括し、実践のなかで提起された社会主義建設に関する多くの理論・政策問題について科学的な説明をおこなった。党の十一期六中総で採択された『建国いらいの党の若干の歴史的問題についての決議』は、指導思想の

面における混乱の収拾を党が勝利のうちになしとげたことを示している。党は広範な幹部と大衆の集団的英知に依拠して、多年らしい「左」よりの誤りと毛沢東同志の晩年の誤りにたいして科学的な分析と批判をくわえるとともに、長期にわたる闘争の過程で生まれた党のすぐれた伝統を断固として守り、毛沢東思想の科学的真理と毛沢東同志の歴史的立場づけを断固として守りとおした。その結果、是非の別がはっきりするとともに、団結も強まり、革命と建設の諸事業の健全な発展が根本的に保証されることになった。

十一期三中総以後、党は一連の方針、政策を決定、実施する過程で、客観的現実への合致に つとめ、ひとつの誤った傾向に注意をむけたさい、もうひとつの誤った傾向を無視するようになるのを防ぐことにとめた。歴史の大転換にさいしては、古い思想と古い習慣の深刻な影響、新しい事物にたいする経験の欠如、さらには他の社会的、政治的要因の作用も加わって、人びとの思想面での一面性がひじょうに現われやすい。ここ数年らい、党の思想解放の方針、毛沢東同志と毛沢東思想にたいする評価、社会主義の現段階における階級闘争の情勢にたいする評価といった重要な原則の問題について、一部の党員と党幹部のあいだにさまざまな偏向をもつ誤った認識が現われた。一部の同志はこれまでの「左」よりの誤りの影響から完全に脱却することができず、意識的、無意識的に「階級闘争をカナメとする」旧い道に戻ろうとした。また、一部の同志はマ

ルクス主義の軌道からはずれて、党の指導と社会主義の道を疑い、ひいてはそれを否定するところまで突っ走った。党はこれらの重要な原則問題で、終始、確固とした立場をとりつつ、適時かつ適切に、「左」と右の偏向に反対する二つの戦線での思想闘争をくりひろげた。党中央は、一方では「文化大革命」の時期に提起された「プロレタリアート独裁のもとでの継続革命」、すなわち、「ひとつの階級がもうひとつの階級をくつがえす革命」をいまなお実行する必要があるとする誤った理論を系統的に清算して、階級闘争拡大の誤りの再発を防ぎ、社会主義的民主と社会主義的法秩序の確立を大いに促進し、党の統一戦線活動を回復し、発展させた。また、他方では党の指導の堅持を中心とする四つの基本原則をあらためて提起し、ブルジョア的自由化の偏向を批判し、それを阻止し、社会主義建設を破壊するさまざまな犯罪活動に断固として打撃をあつた。そして、多くの実際問題の処理にあつては、全力をあげてマルクス主義の科学性と全面性の要請にもとづいて事を運んだ。だからこそ、われわれはわりあい短期間に、数多くのかかり複雑な思想問題と社会の政治的矛盾をわりあい適切に処理することができたのである。

十年にわたる動乱を経て、問題は山積しており、あらたに手がけなければならぬ問題や改革しなければならぬ問題が入り乱れているので、新しい仕事をすすめるさい、新たな問題につきあたるのはこれまた必至である。そのため、党はこの軽重緩急に応じて、秩序ただしく仕事をす

すめ、さまざまな問題を逐次解決していくように求められることとなった。経済活動のばあい、十一期三中総では、まず農業の環に力を入れて、これまで長期にわたって指導面に存在した「左」よりの誤りを克服することに重点を置き、農村の公社や生産隊の自主権を回復、拡大し、自留地、家庭副業、集団副業および市取引を回復し、さまざまな形態の生産量運動式報酬計算の生産責任制を逐次実施するとともに、食糧とその他一部農産物の買付価格を引き上げ、つづいてまた多角経営の方針の問題を解決した。その結果、農業の様相には急速にいちじるしい変化が起り、それまでの停滞状態から脱却して繁栄へと向かっている。多年らい、広はんな農民が今日ほどよろこんだことはない。これは経済情勢全般、ひいては政治情勢の好転をうながすうえで、大きな役割を果たした。農業の状況が改善されると、また、工業構造の調整で軽工業と重工業のアンバランスを重点的に解決し、重工業の生産方向を調整して、軽工業を急速に発展させた。それと同時に、蓄積と消費の比率も調整し、あまりにも大きくなりすぎた基本建設の規模を圧縮した。その結果、国民経済内部の比例関係が改善されたばかりでなく、人民の生活も改善された。他の面の問題を解決するさいにも、基本的には、こうした中心となる環に力を入れて他のものを推進する方法をとっている。

党が上記の諸方面の勝利をからとることができたのは、結局のところ、理論と実際を結合するマルクス主義の科学的原理を堅持し、人民が歴史を創造するというマルクス主義の科学的原理を堅持したからである。事實はまさにこのとおりではなかっただろうか。党は断固として人民を信頼し、人民に依拠し、人民の必要とするところと歴史発展の潮流に順応したのである。江青反革命集団を粉砕したあと、人民は党に大きな希望をよせた。人民は混乱の收拾を求め、安定団結を求め、力を集中して社会主義現代化建設をすすめることを求め、社会主義の物質文明と精神文明の向上を求めた。党は人民の意志を集中して、正しい路線、方針、政策を決定したからこそ、祖国の社会主義事業をふたたび広びろとした大道へ引き入れることができたのである。党にたいする人民の信頼と支持は、われわれの事業がたえず勝利をからとるためのカギである。

ここ六年の戦闘の過程をふりかえってみると、党の指導した中国の民主主義革命の時期にかつて現われた二つの歴史的転換のことがごく自然に思い起こされる。一つは北伐戦争の敗北から土地革命戦争の勃発にいたる転換であり、もう一つは五回目的反「包囲討伐」の失敗から抗日戦争の勃発にいたる転換である。この二回の転換の過程で、党と人民の力がひどい損害をこうむり、革命が危機に陥ったとき、内外の敵はわれわれがかならず徹底的に敗北すると考えたし、われわれ自身の隊列のなかでも、少なからぬ人が動揺し、失望落胆した。しかし、党はこの大きな困難に押しつぶされはしなかった。毛沢東同志に代表される多くのすぐれた人たちの指導のもと、党

はなみなみならぬ革命的胆略と革命的気力によって、ねばりづよく戦いつづけ、中国の特徴に合致した革命の道を独創的にさがしあてて、ついに危機にさらされた情勢を立て直し、革命事業をよみがえらせ、勝利のうちに発展する新たな局面をきりひらいたのであった。

今回の転換は、過去二回のそれとくらべて、歴史的條件に大きな違いがある。わが党はすでに全国の政權の指導的の中核となっており、わが国はすでに長期にわたる社会主義革命と社会主義建設を経ている。人民の力は、以前の革命戦争の時期よりもはるかに強大なものになっている。社会主義の事業は「文化大革命」のために大きな損害をこうむったが、それでもなお、うち勝つことのできない強大な生命力をもっている。われわれは毛沢東同志、周恩来同志、劉少奇同志、朱德同志といった古い世代のプロレタリア革命家を失ったが、しかし、これらの人たちと腕をくんで戦った多くの古参革命家がお柱石となっており、また、革命戦争の試練に耐えぬいた多くの古参の同志、建国後に鍛えられ、成長した多数の壮年、青年の同志が中堅となっている。党中央の指導のもと、上下一体となった全党の多大な努力により、また全党の同志と全国の幾億人民の団結したたかいかいによって、われわれはついに歴史的意義をもついまひとつの偉大な転換をなしとげたのである。

同志のみなさん！ われわれがここ六年間にかちとった偉大な勝利は、衆目の見るところである。しかしながら、われわれはすでにかちとった勝利に満足してはならないばかりでなく、わが党の活動にはまだ少なからぬ欠点が存在し、まだひじょうに多くの困難があり、まだいろいろと意にみたぬところがあるのを見てとらなければならぬ。われわれはかならずやさらに革命精神を奮い立たせて、ひたむきに働き、新たな、より大きな勝利をかちとるために奮闘努力しなければならぬ。

新たな歴史的時期における中国共産党の全般的任務は、全国各民族人民を結集し、自力更生、刻苦奮闘して、工業、農業、国防、科学・技術の現代化を逐次実現し、わが国を高度の文明と高度の民主をそなえた社会主義国に築きあげることである。今回の代表大会から次回の代表大会までの五年間、われわれは上記の全般的任務の要求するところにもとづき、当面の実際から出発して、社会主義の物質文明と精神文明の建設を大いに推進し、ひきつづき社会主義の民主と秩序の健全化をはかり、党の作風と組織を真剣に整頓し、国の財政・経済状況の根本的好転、社会気風の根本的好転、党風の根本的好転をからとらなければならない。それと同時に、われわれは台湾の同胞、香港・澳門の同胞、国外に在住する華僑の同胞を含めたすべての愛国的人民とともに、祖国統一の大事業を促進することにとめなければならない。われわれはまた、全世界の人民とともに、帝国主義、覇権主義に反対し、世界平和を守るためにひきつづき闘争しなければ

ばならない。これがわれわれの前に提起された、新たな局面を全面的にきりひろくという偉大な任務である。

二 社会主義経済の全面的な高揚をうながそう

新たな局面の全面的な展開をめざす諸任務のなかでも、主要な任務は、社会主義現代化の経済建設をひきつづき推進していくことである。このため、党は実際に即した態度で、わが国の経済建設の戦略的目標、戦略的重点、戦略的段取りと一連の正しい方針を決定した。

一九八一年から今世紀末にいたる二十年間、わが国の経済建設の全般的な奮闘目標は、経済的効果をたえず高めるといふ前提のもとで、全国の年間工業総生産額を四倍、つまり一九八〇年の七千百億元から二〇〇〇年の二兆八千億元前後に増加させることである。この目標を達成すれば、わが国の国民所得の総額と主要な工業生産物の生産量は世界の前列に位置し、国民経済全体の現代化は大きな前進をからとり、都市と農村の人民の所得は何倍にも増え、人民の物質・文化面の生活は中程度の水準に達するであろう。その時になっても、わが国の一人あたり国民所得はまだかなり低い、現在と比較すれば、経済力と国防力は大いに強まるに違いない。われわれが積極的に奮闘し、着実に仕事をすすめ、社会主義制度の優位性をさらに發揮しさえすれば、こ

の壮大な戦略的目標の達成は可能である。

全局を見渡してみると、こうした経済発展の目標を実現するためにもっとも重要なことは、農業問題、エネルギー・交通問題、教育・科学問題を適切に解決することである。

農業はわが国の国民経済の基礎である。農業がよくなりさえすれば、その他の事は比較的やりやすくなる。現在、わが国農業の労働生産性と商品化率はかなり低く、自然災害にたいする抵抗力もひじょうに弱い。わけても、人が多いわりに耕地が少ないという矛盾はますますはつきりしてくるであろう。今後は、人口の増加を断固抑制し、さまざまな農業資源を断固保護し、生態系のバランスを断固保持すると同時に、農業の基本建設に力を入れ、農業生産の条件を改善し、科学的な農法を實行し、限りある耕地でより多くの食糧と工芸作物をつくるとともに、林業、畜産業、副業、漁業なども全面的に発展させて、工業の発展と人民生活向上の必要にこたえていかなければならない。

現在、エネルギー・交通事情の逼迫は、わが国の経済発展を制約する重要な要因の一つとなっている。ここ数年、わが国のエネルギー生産の発展はいくらかテンポが落ちており、しかも、エネルギーの浪費は依然としてきわめてゆゆしいものがある。交通運輸の能力は輸送量増強の必要に応じきれず、郵便・電信電話施設もひじょうに立ちおけている。国民経済の一定速度の発展

を保証するためには、かならずエネルギー源の開発を急ぎ、エネルギーの消費を減らすことに
つとめ、同時に、交通運輸と郵便・電信電話の建設に力をそがなければならぬ。

四つの現代化のカギは、科学・技術の現代化である。現在、わが国の多くの企業は、生産技術と
経営管理が立ちおくれ、多くの労働者・職員が必要な科学・文化の知識と技能に欠け、熟練労働
者と科学者、技術者がひじょうに不足している。今後は、かならず計画的に大規模な技術的改造
をすすめる、経済的効果のよい既存の各種技術的成果を普及させ、新しい技術、新しい設備、新し
い工程技術、新しい材料を積極的に採用しなければならず、応用科学の研究を強化し、基礎科学
の研究を重視するとともに、各方面の力を組織して、カギとなる科学研究項目の「難関突破」を
すすめなければならず、経済科学と管理科学の研究、応用を強化し、国民経済の計画・管理水準
と企業・事業体の経営管理水準をたえず向上させなければならず、また、初等教育を普及し、中
等職業教育と大学の教育を強化し、幹部の教育、労働者・職員の教育、農民の教育、文盲の掃
をふくめ、都市と農村の各種・各段階の教育事業を発展させることに力を入れ、各種の専門的人
材を育成し、全民族の科学・文化水準を引きあげなければならない。

要するに、今後二十年内は、かならず農業、エネルギー・交通、教育・科学といういくつかの
根本的な環をしっかりとつかみ、これを経済発展の戦略的重点としなければならない。総合的均

衡を基礎として、これら諸方面の問題をりっぱに解決すれば、消費物資生産のかなり急速な増加
をうながし、工業全体とその他各項目の生産建設事業の発展をうながし、人民生活の改善を保障
することができる。

わが国の経済と社会の発展において、人口問題はつねにきわめて重要な問題であった。計画出
産をすすめることは、わが国の基本的な国策のひとつである。今世紀末までにわが国の人口をぜ
ひとも十二億以内におさえなければならない。わが国の人口は、目下、出産のピークにあり、人
口の増加が早すぎると、国民一人あたりの所得の向上にひびくばかりか、食糧と住宅の提供、教
育と就業の必要充足の面でも深刻な問題となり、社会の安定にもひびきかねない。それゆえ、計
画出産の仕事は、ぜったいに力をゆるめてはならず、わけても農村ではそうである。農民にたい
しては深く掘り下げた、きめ細かい思想教育をおこなわなければならない。われわれがりっぱに
仕事をすすめさえすれば、人口抑制の目的は達成できるのである。

この二十年の奮闘目標を達成するには、戦略的配置のうえで、二つの段階に分けてすすむ必要
がある。前の十年では主として基礎を固め、力をたくわえ、条件をつくり、あとの十年では新た
な経済振興の時期に入っていく。これは、党中央がわが国の経済状況と発展の趨勢を全面的に分
析したうえでおこなった重要な決定である。

ここ数年、国民経済は調整の過程でも、依然として持続的成長をとげ、大きな成果をあげている。だが、多くの面での経済的効果はまだ思わしくなく、生産、建設、流通の分野での浪費はなお驚くべきものがある。単位あたりの社会的生産物の生産に消耗される物資、工業企業の資金利潤率、大・中プロジェクトの建設工期、工商企業の流動資金の回転速度なども、みな、歴史上最良の記録には達していない。その原因としては、いくつかの比較できない客観的要因のほか、主として過去の「左」よりの誤りによる企業の盲目的発展、経済構造の不合理性、経済管理体制と分配制度に生じた欠陥、経営管理の混乱、生産技術の立ちおくれなどがあげられる。一九八二年には経済的効果を強調したため、事態はいくらか好転しはじめている。だが、多年つみ重ねられてきたこれらの多くの問題は、短期間では完全に解決されるものではない。経済発展の戦略的配置を決定するさいには、こうした基本状況をも念頭におかなければならない。

一九八一年から一九八五年にいたる第六次五カ年計画の期間には、ひきつづき調整、改革、整頓、向上の方針を断固実行して、節約を励行し、浪費に反対し、すべての経済活動を、経済的効果の向上を中心とする軌道にのせなければならぬ。主要な力を集中して各方面の経済構造の調整をすすめ、既存企業の整頓、再編、連合をおこない、企業の技術的改造を重点的にくりひろげ、同時に、经济管理体制の面ですでに実行されている初歩的な改革の定着と充実をはかり、改

革の全般的方案と実施措置の制定を急がなければならない。一九八六年から一九九〇年にいたる第七次五カ年計画の期間には、企業の技術的改造を広範囲にわたっておしすすめ、经济管理体制の改革を逐次くりひろげるとともに、企業の組織構造と各方面の経済構造の合理化をひきつづき達成しなければならぬ。八十年代には、なおエネルギー、交通などの面で必要な一連の基本建設と一連の重要な科学・技術の「難関突破」をすすめなければならない。そのため、国民経済の発展はあまり早いものではない。しかし、われわれが上に述べた各項目の仕事を着実にすすめさえすれば、これまでに残されてきた問題をりっぱに解決でき、あとの十年の経済成長のために、かなりしっかりした基礎をうち固めることができる。九十年代には、わが国の経済に全面的な高揚が現われ、かならずや八十年代よりはるかに大きな発展速度がみられるであろう。こうした戦略的配置を人民大衆のあいだで十分に宣伝し、説明するなら、人民はわれわれの明るい未来をいつそうはつきり見てとり、より大きな意気込みで新しい経済振興期の到来を迎えることになる。

今回の代表大会から次回の代表大会にいたる五年間に、われわれは第六次五カ年計画を達成し、第七次五カ年計画の実行に移ることになる。ここでこの期間に財政・経済状況の根本的好転をめざすと言うのは、上述の戦略的配置にもとづいて、経済的効果をいちじるしく高め、財政

の基本的均衡、融資の基本的均衡、物価の基本的安定をしつかり維持していくということである。この五年間の経済活動をりっぱにすすめていくこと——それがわが国の経済の長期的発展にとってきわめて重要な意義をもつことは明らかである。

社会主義経済の全面的な高揚をうながすには、経済活動全体において、第五期全国人民代表大会第四回会議で承認された十カ条の経済建設方針をひきつづき実行しなければならない。そのさい、次のいくつかの重要な原則問題の解決に意をそそぐことがとくに必要である。

第一は、資金を集中して重点建設に取りくみ、ひきつづき人民の生活を改善するという問題である。

今後二十年の戦略的目標を達成するには、国が必要な資金を集中し、軽重緩急の別に応じて、重点建設に取りくまなければならない。そのためには、まず、各方面の積極的な意欲を引きだして、生産の発展につとめ、経済的効果を高め、国民所得をかなり急速に増やすとともに、資金の過度の分散という傾向を改めることである。ここ数年、一方では国の財政収入が減り、急を要する重点建設の資金が不足しているのに、他方では地方と企業の自己資金がかなり大幅に増え、それを利用して、地元で急を要するとみられる建設が少なからずすすめてきた。だが、そのために、全国的範囲での全体の必要に十分には合致しにくくなり、建設のなかでの盲目性を

防止、克服することもむずかしくなった。ここで注目すべきことは次の点である——もしも国の重点建設が保証されず、エネルギー、交通などの基盤施設の建設がはかどらず、国民経済全局の活性化がみられなければ、個々の局部の発展は不可避免的に大きな制約をうける。たとえそれがあつた時期、ある地域でいくらか発展をみたとしても、調達・生産・販売のバランスを保つことは容易でなく、したがってその発展も長つづきはしないであろう。われわれはかならず「全国をひとつの碁盤とみなす」という考え方をしっかりと立ち立てなければならない。現行の財政体制を維持し、企業の当然もつべき自主権を保障すると同時に、異なる地域、異なる業種の実状にもとづき、中央と地方の財政収入の配分比率と企業利潤の留保率を適切に調整し、なお、地方、部門、企業が国家の急を要するプロジェクトにその資金をまわすよう奨励すべきである。もちろん、資金を集中する過程では、やはり地方と企業の必要をも配慮すべきである。地方と企業がある程度の予備財力をもつことは、その積極性を引きだして、地方が経営するのに適した事業、とりわけ既存企業の技術改造をすすめるのに役立つ。わが国の労働力資源はひじょうに豊かであり、労働投資の拡大を十分に重視しなければならない。農村ではおびただしい労働力を利用して、地元の状況に応じた農業の基本建設を効果的にすすめる、鉱山、交通その他の建設でも労働投資の役割を重視しなければならない。

人民の日ましに増大する物質・文化面の必要をたえず満たすこと、これは社会主義の生産と建設の根本目的である。「一に食を保障し、二に建設をすすめる」——これはわが国の経済活動をみちびく基本原則のひとつである。ここ数年、党と政府は大きな努力をはらって、人民の生活をいちじるしく改善した。だが、全般的に見ると、人民の生活水準はまだかなり低い。農村の一部低収獲地区や被災地区の農民はいまなおひじょうに貧しく、かれらの生産発展、収入増加を積極的に援助しなければならぬ。都市の住民についても、賃金、就業、住宅、公共施設などの面で、まだ解決しなければならぬ問題がたくさんある。生産建設とさまざまな活動分野で中堅の役割を果たしている中年の知識分子については、政府は適切な措置をとり、かれらの生活待遇と仕事の条件を逐次、計画的に改善することを決定した。しかし、なんといっても、都市と農村の人民の生活水準を高めるには、生産の発展につとめるほかはなく、国にとって不可欠の建設資金を削るべきではない。そのようなことをすれば、人民の根本的な利益と長期の利益をそこなうことにならう。具体的にいえば、農民の収入をふやすのに、主として農産物価格を引き上げたり、法定買付、割当買付の基準量の引き下げや協議価格の適用範囲の拡大にたよるようなことを、これ以上やってはならないのである。労働者・職員の平均所得の増加幅も、労働生産性向上の幅を超えてはならない。生産と利潤の実際状況をかえりみずに、報奨金や各種手当をやたらに出すよ

うなやり方は、ぜひとも制止しなければならない。実際には、全国の労働者、農民が認識をさらに高めて、労働生産性のたえまない向上、各種消耗の引き下げ、さまざまな浪費の根絶のためにたゆまず努力するかぎり、人民の生活はたえず改善されるのである。あまり金をかけず、ひいてはまったく金をかけなくても解決することができる大衆の日常生活のさまざまな問題ともなれば、なおのこと、各級指導者は積極的に措置をとって、その解決につとめなければならない。大衆の生活に関心をよせるのは、わが党のすぐれた伝統であり、いついかなる場合にもゆるがせにすべきではない。

第二は、国営経済の主導的地位を堅持し、各種の経済形態を発展させるといふ問題である。

社会主義の国営経済は、国民経済全体のなかで主導的地位を占めている。国営経済の強化、発展をはかること——これは、勤労大衆の集団所有制経済を社会主義の方向に沿って前進させるとともに、個人経営経済を社会主義に奉仕させるための決定的条件である。わが国の生産力は、総じて、発展の水準がまだかなり低く、発展がひじょうに不均等なため、今後ともきわめて長期にわたる各種経済形態の同時存在が必要である。農村では、勤労人民による集団所有制の合作経済が主な経済形態となっている。都市の手工業、工業、建築業、輸送業、商業およびサービス業も、いまのところ国営経済が一手に請け負うべきでないし、また、そうすることは不可能でもあ

って、そのかなりの部分は集団で経営しなければならぬ。都市の青年やその他の住民が出資しあつて経営する合作経済は、ここ数年、多くの地方で発展し、ひじょうによい役割を果たしている。党と政府はそれを支持し、指導すべきで、かれらにたいするいかなる方面からの締め出しと打撃をも許してはならない。農村と都市のいずれにおいても、勤労者による個人経営経済が国家の定めるワク内で、しかも工商業行政部門の管理のもとに、共有制経済の必要かつ有益な補充物として適宜に発展するよう奨励すべきである。各種の経済形態を合理的に配置し発展させてこそ、都市と農村の経済を繁栄させ、人民の生活の便宜をはかることができるのである。

国営企業であると集団企業であるとを問わず、企業と勤労者の積極性を引き出すには、経営管理面の責任制を真剣に実施しなければならない。ここ数年、農村でうち立てられたさまざまな形態の生産責任制は、生産力をこれまで以上に解放した。これを長期にわたつて堅持すべきである。そのためには、大衆の実験的経験の総括をふまえて逐次改善するのみであり、決して大衆の意思にそむいて軽率に変更してはならず、逆もどりするようなことはなおさら許されない。農業生産の発展と農民の経営管理能力の向上にともない、新しい各種連合経営の要求が生まれるのは必至である。われわれは生産に有利という原則と、自由意思と互恵の原則にもとづいて、さまざまな形態の経済的連合を促進しなければならない。わが国の農村には、近い将来、地元の強味を

發揮するのに役立ち、先進的生産措置の大規模な採用にも適した、多様な形態のより完全な合作経済がかならずや生まれるものと見てよい。最近、工商業企業で実施されはじめた経済責任制も、一定の効果をあげている。工商業は農業とは大いに異なるが、一部国営企業の損益責任制をふくめ、工商業企業における経済責任制の実施は、これまた、マルクス主義の物質的利益の原則をつらぬき、勤労者の主人公としての責任感を強め、生産の発展を促すのに同じく役立つ。われわれは積極的な態度で真剣に経験を総括し、工商業企業の特徴に合致した、国の統一的指導も保証でき、企業と労働者・職員も積極性も發揮できる一連の具体的制度と方法を模索し、創出しなければならない。

生産手段の共有制はわが国経済の基本的制度で、それを破壊することは断じて許されない。現在、一部の農村にみられる農業水利施設の破壊、森林の乱伐、集団留保金の廃止といった傾向や、一部の国営工商業企業にみられる国家の統一計画にたいする違反、統一割当物資のほしいままな押収、上納利潤のほしいままな中間略取、脱税、勝手きままな値上げ、相互間の商品流通の封鎖といった傾向は、少数の者の問題であるとはいへ、いずれも共有制経済をゆゆしく破壊し、国と人民の利益をひどく損うので、断固として是正しなければならぬ。

第三は、計画経済を主とし、市場調節を従とする原則を正しく貫徹するという問題である。

わが国は、共有制を基礎として計画経済を実施している。計画的な生産と流通は、わが国の国民経済の主体をなすものである。同時に、一部生産物の生産と流通については、計画を立てず、市場の調節にまかせることを認めている。つまり、それぞれの時期の具体的状況にもとづいて、国が統一的な計画で一定のワクをきめ、価値法則による自然発生的な調節にまかせるのである。

この部分は計画的な生産と流通を補足するもので、従属的、副次的なものではあるが、また、必要かつ有益なものでもある。国は経済計画の総合均衡と市場調節の補助作用を通じて、国民経済のつり合いのとれた調和的發展を保証するのである。ここ数年、われわれは経済体制に一部の改革をほどこし、計画管理面での企業の権限を拡大して、市場調節の役割を發揮させることに意をそそいできたが、これは方向が正しく、いちじるしい効果もあげている。だが、一部の改革措置はばらばらで、しかるべき管理活動が追いつかなかつたため、国の統一計画を弱め、阻害するという傾向が生まれている。これは国民経済の正常な發展にとって不利である。今後とも、市場調節の役割を發揮させることにはひきつづき意をそそぐべきだが、そのさい、国家計画による統一指導を無視したり、ゆるめたりしては絶対にならない。

経済の發展を集中統一したものとするとともに、弾力性のある多様なものにするためには、計画管理の面で、異なった状況にに応じて異なった方式をとる必要がある。国営経済のうち、国の経

済と人民の生活にかかわる生産手段と消費資料の生産および分配、とくに経済の全局にかかわりのある基幹企業にたいしては、指令的性格を帯びた計画を実施しなければならない。こうした計画は、生産の組織と管理の面における、わが国社会主義全人民所有制経済の重要な現われである。集団所有制経済にたいしても、必要に応じて、指令的性格を帯びた一部の指標を提起すべきである。たとえば食糧とその他の重要な農業・副業生産物にたいする法定買付、割当買付がそれである。わが国にはさまざまな経済形態がまだ存在しており、そのうえ、社会の複雑な各種需要と多くの企業の生産能力を正確に計算するのが容易でないこともあって、指令的性格の計画のほか、多くの生産物と企業にたいしては、主として経済槓杆ちやうかんを運用してその実現を保証する指導的性格の計画を実施しなければならない。指令的性格の計画であれ、指導的性格の計画であれ、いずれも客観的实际に合致するように努め、市場における需給の変化をつねに研究し、価値法則を意識的に利用し、価格、租税、融資などの経済槓杆を運用して、企業が国家計画の要求を実現するよう導かねばならず、企業にさまざまな程度の自由裁量権をあたえなければならない。こうしてはじめて、計画の実施過程で、適時に必要な補足と調整がおこなわれるのである。さまざまな日用雑貨は、生産額が小さく、品種も多く、一般には生産と供給の時間性と地域性がひじょうに強いので、国はそれらをすべて計画で管理する必要はないし、また、そうすることも不可能で

ある。これらの日用雜貨については、企業が市場における需給の変化に応じて、みずから弾力的に生産を按配すればよく、国は政策・法令と工商業行政を通じて管理を強め、また一部重要原料の調達に協力すべきである。

計画経済を主とし、市場調節を従とする原則を正しく貫徹することは、経済体制を改革するうえでの根本的問題である。われわれは指令的性格の計画、指導的性格の計画および市場調節のそれぞれの範囲と限界を正しく区分し、物価の基本的安定を前提として、価格体系と価格管理法を段どりを追って改革し、労働制度と賃金制度を改革し、わが国の状況にあった经济管理体制を確立して、国民経済の健全な発展を保証しなければならない。

商業活動のよしあしは工農業生産と人民の生活に直接ひびくので、わが国の経済発展におけるこの問題の重要性はますますはつきりしてきている。いま、商業網と商業施設がひどく不足し、中間流通段階が多すぎ、市場予測も弱体で、経営思想と経営管理のいずれの面でも未解決の問題がたくさんある。われわれは十分に状況をつかみ、真剣に経験を総括したうえで、商業活動を着実に改善し、流通の円滑化につとめ、流通経路の拡大と増加をはかり、商品のとどこおりない流通と物資の十分な活用を実現し、生産の促進、生産の指導、供給の保障、経済の繁栄における商業の役割をあますところなく発揮させなければならない。

最後は、自力更生を堅持し、対外経済・技術交流を拡大するという問題である。

対外開放政策を実行し、平等互恵の原則にもとづいて対外経済・技術交流を拡大することは、わが国の確固不動の戦略方針である。われわれは国産品の国際市場への進出を促進し、対外貿易を大いに拡大しなければならない。利用しうる外資をできるだけ多く利用して建設をすすめるべきであるが、そのためにはさまざまな必要な準備活動をすすめる、必要不可欠な内資と各種付属施設をよく整えておかなければならない。また、わが国の状況に適した一部の先進技術、とくにわが国の企業の技術改造に役だつ先進技術を積極的に導入し、その消化と発展につとめて、わが国の生産建設事業の発展をうながさなければならない。

社会主義の現代化建設をすすめるには、自力更生に立脚点を置き、主としてみずからの刻苦奮闘にたよらなければならない。これは絶対に動搖してはならぬ点である。対外経済・技術交流を拡大する目的は、自力更生の能力を高め、民族経済の発展を促すことにあり、決して民族経済をこねてはならない。国内で製造、供給できる設備、とりわけ日用消費物資は、それを盲目的に輸入してはならない。統一的な計画、統一的な政策および連合して渉外活動にあたるという前提のもとに、地方、部門、企業の対外経済活動展開の積極性を発揮させ、同時に、国家と民族の利益をそこなういかなる行為にも反対しなければならない。資本主義諸国と資本主義企業はわれわれ

と経済・技術面での交流をすすめるからといって、けっしてその資本主義的本性を改めるものではないということを、われわれは絶対に忘れてはならない。われわれは、対外開放政策を堅持する過程で、かならず資本主義思想による腐食を断固として警戒し、阻止し、外国をあげ外国にこびへつらういかなる思想や行為にも反対しなければならない。

同志のみなさん！ レーニンものべているように、生気はつらつとした創造的な社会主義は、人民大衆自身の創造するものである①。幾億大衆のもりあがる労働意欲がなく、幾千幾万もの生産部門の創意性がなく、各地方、各部門の積極的な奮闘がなければ、社会主義建設事業の勢いさかんな発展は不可能だということ、これは疑問の余地がない。われわれのすべての経済活動、われわれのすべての方針、政策、計画、措置は、いずれも統一的な按配に立脚点を置いて、国家、集団、個人という三者の利益をあわせて配慮し、中央、地方、部門、企業および勤労者の積極性を十分に引きだし、これを科学的に組織し、それらにもっとも効果的な役割を發揮させるのでなければならぬ。これこそ、社会主義経済の全面的な高揚を促すもっとも重要な方途である。全国の各民族人民はかならずや心を一つにして、奮起し、わが国の経済発展の壮大な目標の達成につとめるであろう。われわれはそのことを確信している。

三 高度な社会主義的精神文明の建設につとめよう

全党が活動の重点を現代化の経済建設に移したあと、われわれは高度な物質文明を建設すると同時に、ぜひとも高度な社会主義的精神文明の建設にもつとめるべきである、と党中央はたびたびおごそかに提起してきた。これは社会主義建設における戦略的方針の問題である。社会主義の歴史的经验とわが国の当面の現実とは、この方針を堅持するかどうか、社会主義の盛衰と勝敗にかかわる問題であることを、われわれに教えている。

社会主義建設において、精神文明と物質文明の関係はひじょうに緊密である。マルクスはかつて、世界を改造する生産活動のなかでは、「生産者自身も変わって、新しい品性を鍛え出し、生産を通じて自分自身を発展させ、改造し、新しい力と新しい観念、新しい交通方式、新しい必要と新しい言語をうみ出していく」②とのべている。毛沢東同志もまた、世界を改造するプロレタリアートと革命的人民の闘争には、「客観的世界を改造し、また自己の主観的世界をも改造する」③という二つの方面の任務がある、と指摘している。客観的世界には、自然と社会がふくまれる。社会改造の成果は、新たな生産関係と新たな社会政治制度の樹立および発展である。自然改造の物質的成果が物質文明であり、それは物質生産の進歩と物質生活の改善としてあらわれる。客観

的世界を改造すると同時に、人びとの主観的世界も改造され、社会の精神的生産と精神生活も発展するが、この面の成果が精神文明であり、それは教育、科学、文化知識の発達と思想、政治、道徳水準の向上としてあらわれる。社会の改造と社会制度の進歩は、最終的には物質文明と精神文明の発展としてあらわれることになる。わが国の社会主義社会は、いまのところまだ低い発展段階にあり、物質文明はまだ発達していない。だが、一定のところまで発展した近代経済が存在し、また現代のもっとも先進的な階級である労働者階級とその前衛である共産党が存在すれば、社会主義革命は成功の可能性があるのと同じく、社会主義制度がうち立てられたあとでは、われわれは物質文明を建設すると同時に、高度な社会主義的精神文明を建設することもできるのである。物質文明の建設は、社会主義的精神文明の建設にとって不可欠の基礎である。また、社会主義的精神文明は、物質文明の建設を大いにながす役割を果たすばかりでなく、その正しい発展方向をも保証する。この二種類の文明の建設は、たがいに前提となり、目的となるのである。

社会主義的精神文明は社会主義の重要な特徴であり、社会主義制度の優位性の重要なあらわれである。これまで社会主義の特徴と言えば、搾取制度の廃絶と生産手段の共有化、労働に応じた分配、国民経済の計画的な、つりあいのとれた発展、労働者階級と勤労人民の政権といったことがとかく強調されてきた。また、高度に発展した生産力と、資本主義よりも高い労働生産性が社

会主義の発展のための不可欠の要請であり、また最終の結果であることも、その特徴であると強調されてきた。これらは疑いもなく正しい見解である。だが、これではまだ、社会主義の特徴を完全に包括したとは言えない。社会主義にはもう一つ、共産主義思想を核心とする社会主義的精神文明という特徴がなくてはならない。この精神文明がなければ、社会主義を建設することは不可能である。

社会制度としての共産主義がわが国で完全に実現するには、まだ何世代もの人びとの長期にわたる奮闘努力を必要とする。だが、共産主義はなによりもまず一種の運動である。マルクスとエンゲルスは、「われわれが共産主義とよぶところは現在の状態を廃止する現実的運動のことである」④とのべたが、この運動の最終目的は、共産主義の社会制度を実現することにある。わが国では、共産主義思想の伝播と、共産主義の理想を最終的に実現するための人びとの運動とは、中国共産党が成立して新民主主義革命を指導したときから、早くもはじまった。現在、この運動はわが国において、共産主義社会の低い段階としての社会主義社会がうち立てられるところまで発展してきている。毛沢東同志は早くも民主主義革命の時期に、社会制度についての中国共産党の主張は、現在と将来との二つの部分にわかれており、「現在では新民主主義、将来では社会主義、これは有機的構成の二つの部分であって、共産主義の全思想体系によってみちびかれ

るのである」とのべたことがある。毛沢東同志はまた、「共産主義はプロレタリアートの全思想体系であると同時に、また新しい社会制度でもある」、「中国の民主主義革命は、共産主義にみちびかれなければ、けっして成功するものではないし、革命のつぎの段階についてはなおさらいうまでもない」^⑥とのべたこともある。したがって、共産主義の思想と共産主義の実践は、早くからわれわれの実生活のなかに存在していた。「共産主義は漠然とした幻想である」とか、「共産主義は実践による検証を経ていない」という観点は、まったく誤っている。われわれの日日の生活にも共産主義がふくまれており、共産主義とは切り離すことができない。わが党内と党外には、英雄と模範があれほど多くおり、革命の理想のためにわが身をすてて、すべてを犠牲にする人があれほど多くいるのである。かれらは果たして、社会から与えられる報酬と引き換えに奮闘しているのであろうか。かれらの行動をみちびいているものこそ、偉大な共産主義の精神なのではあるまいか。社会主義社会とは、きたるべき共産主義の高い段階をめざしてたえず前進するものである。この過程は、物質的な富の増大にのみたよってはならず、人びとの共産主義的意識のたえざる向上と革命的精神のたえざる高揚にもたよらなければならぬ。もちろん、いまの段階では、われわれは経済と社会生活のなかで、労働に応じた分配の制度とその他さまざまな社会主義制度を堅持しなければならず、社会構成員のすべてにたいして共産主義者になるよう要求することは

できない。だが、共産党员、共産主義青年団員とすべての先進的な人びとにたいしては、共産主義思想による要求を提起しなければならず、また、かれらを通じて、広範な大衆をも教育し、影響をあたえなければならぬ。もしも共産主義思想のみちびきのもとに全社会で社会主義的精神文明の建設をすすめるというこの偉大な任務をおろそかにするならば、社会主義にたいする人びとの理解は一面的なものとなり、人びとの注意力はただ物質文明の建設、ひいては物質的利益の追求にのみ向けられることになる。そうなると、われわれの現代化建設は社会主義の方向をとれなくなり、われわれの社会主義社会は理想と目標をうしない、精神的な原動力と闘志をうしない、さまざまな腐敗した要素の侵食を避けなくなり、ひいては奇形的発展や変質といった横道に落ちてしまうことになる。同志のみなさん、これは決して故意に人をおどろかすようなことを言っているのではなく、当面の国内、国外のなまましい事実から引き出した結論なのである。われわれはこのような理論と政治の高みから社会主義的精神文明の建設の意義と役割を認識しなければならず、また、物質文明と精神文明の建設を同時にすすめて、われわれの社会主義事業にいつまでも革命の青春と活力を保たせるよう、ぜひともあらゆる努力をはらう決意をかためなければならぬ。

社会主義的精神文明の建設は、大まかにいって、文化建設と思想建設との二つの面に分けられ

る。この二つの面は、また、たがいに浸透し、促進しあうものである。

文化建設とは、教育、科学、文学・芸術、報道・出版、ラジオ・テレビ、衛生・スポーツ、図書館、博物館など、さまざまな文化事業の発展と人民大衆の知識水準の向上を指す。これは物質文明を建設する重要な条件であるとともに、人民大衆の思想的自覚と道徳水準を高める重要な条件でもある。文化建設はまた、健康的で、楽しい、生氣はつらつとした、豊富多様な大衆的リクリエーションを含むべきであり、それによって人民ははりつめた労働のあとの休けいのさい、高尚な趣味の精神的享受をうるのである。もちろん、すべての文化建設もまた共產主義思想にみちびかれて発展すべきものである。これまで、「左」よりの思想と小生産者の意識に縛られて、わが党内には、教育・科学・文化の軽視と知識分子にたいする白眼視というまちがった観点がかなりひろく、かなり長期にわたって存在していた。それはわが国の物質文明と精神文明の建設をゆゆしく阻害している。ここ数年、われわれはこれらのまちがった観点を一掃することにつとめ、文化建設をしないで強めて、文化が経済の発展に照応しない状況をしないで改める決意を固めている。われわれは、党の知識分子政策の実行につとめ、知識分子は労働者、農民と同様、われわれが社会主義を建設するうえで依拠すべき力であることを全党と全社会に認識させるとともに、広範な知識分子がのびのびとした気持ちで、元氣いっぱい、その力を人民のためにつくせるよう、

できるかぎりの条件をととのえる決意でいる。この面では、なお、大量のきめこまかな思想工作と適切な組織活動をつづける必要がある。教育の普及は物質文明と精神文明を建設するための重要な前提であり、この点については、党中央と國務院が一九八〇年につきのような決定をおこなっている——全国では、一九九〇年までに、さまざまな形態で初等教育の普及を基本的な実現しなければならず、経済がかなり発達し、教育の基礎もかなりしっかりしている地域では、これを繰りあげて実現するよう努力しなければならない。これは全国の広範な農村にとってかなり困難な任務であるが、農業と農村の発展のためには、ぜひとも達成しなければならないものであり、たゆまぬ努力をつづけることによつて、かならず達成できるものである。各段階の学校の教師、わけても全国農村の小学校の教師は、ひじょうに骨も折れるが、また、きわめて崇高でもある仕事にたずさわっている。かれらの努力は、われわれの次の世代の公民の徳育、知育、体育など各方面の成長を左右することとなる。われわれは、社会全体がかれらの光榮ある労働を広く尊敬し、大いに支持するよう、みちびいていかなければならない。その他のさまざまな文化事業についても、それぞれ発展計画を作成し、ここ五年から十年までの奮闘目標を提起すべきである。

思想建設は、われわれの精神文明の社会主義的性格を決定づけるものである。その主な内容

は、労働者階級の立場に立つマルクス主義の世界観と科学的理論であり、共産主義の理想、信念、道徳であり、社会主義の共有制に照応する主人公の思想と集団主義の思想であり、社会主義の政治制度に照応する権利・義務の意識と組織性・規律性の意識であり、人民に奉仕する献身的精神と共産主義的労働態度であり、また、社会主義の愛国主義と国際主義などである。これを要約すると、もつとも重要なことは、革命の理想、道徳、規律ということになる。われわれ全党と全社会の先進的な人びとは、かならずたえまなく先進的な思想を広め、实际行动のなかで模範的な役割を果たし、ますます多くの社会構成員が理想を持ち、道徳を身につけ、教養をそなえ、規律を守る勤労者となるよう、これをみらびいていかなければならない。

われわれは、各社会構成員の精神的境地を高めると同時に、全社会で社会主義的精神文明を具現する新しい型の社会関係を確立し、発展させなければならない。それは、国内各民族のあいだ、労働者、農民、知識分子のあいだ、幹部と大衆のあいだ、軍隊と人民、軍隊と政府のあいだ、さらには全人民の内部における一致団結、友愛互助の、ともに奮闘し、ともに前進する間柄にほかならない。レーニンものべているように、人びとのあいだの社会的結合の新しい形態をうち立てるのは、何十年もかかる仕事であり、もつとも崇高な仕事である^⑥。長期にわたってつちかってきた革命的伝統と、この面ですでにうち固めた基礎に依拠すれば、こうした新しい型の社会

関係の建設と発展をさらにおしすすめていくことはかならずできると、われわれは確信にみちて言えるのである。

社会主義的精神文明の建設は、全党の任務であり、各分野の共通の任務である。党の思想建設は、全社会における精神文明建設の支柱であり、共産党員は率先して思想・道徳の面で模範的な役割を果たすべきである。思想・政治工作の担当者、さまざまな文化・科学面の活動家、幼稚園から大学院にいたる各段階の各種の学校の教育関係者は、社会主義的精神文明の建設でとくに重要な責務をになっている。わけても共産党員は、かならず認識を統一し、歩調を統一して、戦闘力と説得力と魅力に富む思想工作の広大な隊列をつくりあげなければならない。われわれは、広範な人民大衆、まず第一に幹部と青年のあいだでマルクス・レーニン主義と毛沢東思想についての教育、祖国の歴史、とくに近代史についての教育、党の綱領、党の歴史、党の革命的伝統についての教育、憲法と公民の権利、公民の義務、公民の道徳についての教育を強め、また各業種において職業上の責任、職業道徳、職場規律についての教育を強めなければならない。こうした教育は、当面の実際状況と結びつけて、精彩に富む形式をとり、多種多様な手段を利用してすすめるなければならない。経済の分野における各級の指導幹部は、政策を決定し、実行する場合にも、また、あらゆる活動をすすめる場合にも、ただ生産の発展を考えるだけでなく、社会主義的

精神文明の建設をも念頭におかなければならない。われわれは生産建設の過程で、より多くの、よりよい物的生産物をつくるだけでなく、社会主義の新しい世代の人間をつぎつぎと育成する必要がある。われわれは、社会主義の精神文明の建設を阻害ないし破壊するいかなる政策や活動も断じて許さない。ここ一、二年、全国人民と人民解放軍のあいだでは、精神文明を建設する大衆活動が幅ひろく展開されており、学校では学生規則、企業では労働者・職員規則、都市では文明公約、農村では村民公約、各業種では職業公約がつけられて、すでに喜ぶべき成果をあげはじめている。われわれは、全国のすべての地区、すべての部門でこの活動の展開につとめ、それを堅持するよう要求する。われわれは今後五年内に、あらゆる可能な道を通じ、あらゆる有効な方法をとって、全国人民、なによりもまず全国の青少年のあいだに、理想教育、道徳教育、規律教育を普及させなければならない。これは、五年内に社会の気風を根本的に好転させるための基本的な措置である。今後、党中央と各級党委員会は、どの地区、どの部門、どの単位の活動を点検する場合にも、物質文明の建設状況のほか、精神文明の建設状況も点検しなければならない。すべての公民は公民の義務、公衆道徳、職業道徳をまもるべきであり、すべての勤労者は社会主義的精神文明の建設者となるべきである。

社会主義的精神文明の建設は容易なことではない。今日においては、とくにそうである。革命戦争の時期と建国直後は、物質生活がいまよりずっと困難であったにもかかわらず、党と人民の精神的状態は非常によかった。だが、十年の動乱によって、人びとの是非、善悪、美醜の基準はかき乱れてしまった。それが精神面にもたらしたゆゆしい悪影響を取りのぞくのは、物質面にもたらした悪影響を取りのぞくよりもずっと困難である。そのうえ、他のさまざまな現実的原因も加わって、いま、社会の気風のなかには、なお深刻な問題がたくさん存在している。党中央は、今後五年内に、社会の気風を根本的に好転させる決意でいる。つまり、社会秩序の顕著な改善、人びとの労働態度、活動態度、サービスの態度の普遍的な向上、社会における刑事犯罪事件の大幅な減少を実現すること、また、他人をそなたって私利をはかる、公共の利益をそなたって私腹をこやす、安楽を好んで労苦をいとう、「なにごとくも金銭したい」、手段をえらばずに享楽を求める、先進者を孤立させ、攻撃するなど、こうした悪風を有効に制止し、だれもが蔑視するような状態を実現すること、さらにまた、新中国でとくになくなっていたのに、いままた頭をもたげてきた醜悪な傾向を断固として一掃すること——これらがその好転の主な内容である。われわれはかならず最大の努力をほらい、建設期の新たな条件と状況に対応して、社会主義的精神文明の建設を真剣におしすすめ、革命的思想と革命的精神によって、広範な大衆の社会主義建設へのあふれるばかりの熱意を燃えあがらせなければならない。

四 高度の社会主義的民主の建設につとめよう

社会主義の物質文明と精神文明を建設するには、社会主義的民主をひきつつき発展させることによって、これを保証し、支持しなければならない。高度の社会主義的民主を建設することは、われわれの根本目標と根本任務の一つである。

われわれの国家制度は、人民民主主義独裁の制度である。この制度は、一方では人口の圧倒的多数を占める勤労人民が主人公になることを保証し、他方では、社会主義を破壊するごく少数の敵対分子にたいし独裁をおこなうことを保証している。社会主義の事業は、全人民の事業である。高度の社会主義的民主を建設してこそ、諸事業の発展を人民の意思と利益と必要に合致させることができ、人民に主人公としての責任感を強めさせて、その主動性と積極性を十分に発揮させることができる。また、それでこそはじめて、ごく少数の敵対分子にたいし効果的な独裁をおこない、社会主義建設の順調な進展を保障することができるのである。

社会主義的民主は、ブルジョア民主主義のおよびもつかないものである。社会主義の民主制度と民主生活を建設するには、長期にわたって多くのことをしなければならぬ。これまで、われわれがこの面でなしとげたことは非常に不十分であり、「文化大革命」の期間にはまたひどい破

壊をこうむった。だが、ここ数年、わが国では社会主義の民主が回復し、発展している。われわれは、民主集中制の原則にしたがって、ひきつつき国家の政治体制と指導体制を改革し、これを完全なものにしてゆき、そうすることによって、人民がよりよく国家の権力を行使でき、国家机关がより効果的に社会主義建設を指導し組織できるようにしていかねばならない。社会主義的民主は、政治生活、経済生活、文化生活、社会生活の各方面にひろげていかねばならず、それぞれの企業・事業体の民主的管理を發展させ、基層の社会生活における大衆の自治を發展させなければならない。民主は、人民大衆が自分自身を教育する方法となるべきである。社会主義的民主の原則にもとづいて、人と人との平等な関係、人と社会との正しい関係をうちたてるべきである。国家と社会は公民の正当な自由と権利を保障し、公民は国家と社会にたいするその義務を履行する。公民は、みずからの自由と権利を行使する場合、国家、社会、集団の利益と他人の自由および権利をそこなつてはならない。われわれが社会主義的民主の発展につとめる過程でとるすべての措置は、社会主義制度の強化に役立ち、社会的生産とその他の建設事業の発展の促進に役立つものでなければならず、社会主義に危害をもたらす敵対分子にたいしては決して破壊活動の自由をあたえてはならない。

社会主義的民主の建設を社会主義的法秩序の建設としつかりと結びつけ、社会主義的民主の制

度化、法律化をすすめなければならぬ。ここ数年、わが国は法秩序の建設でいちじるしい成果をあげた。党の指導のもとに、国家は刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法(試行草案)、新しい婚姻法など、一連の重要法律をあいっいで制定した。とくに、近く全国人民代表大会に上呈して採択されることになっている新憲法の草案は、党の十一期中総いらい、わが国が民主主義の建設面でおさめた成果とすでに確定した方針にもとづいて、重要な意義をもつ数多くの新しい規定をもっている。この憲法が採択されたあかつきには、わが国の社会主義的民主の発展と法秩序の建設は新たな段階に入ることになる。いまの問題は、かなりの数の大衆ばかりでなく、かなりの数の党員、それも一部の責任者をふくむ党員が法秩序建設の重要性にたいする認識に欠けており、法律があるのにしたがわず、法律を執行するのに厳格でないという傾向が一部の面に依然として存在し、すでに制定された法律があまり遵守されず、実行もされていないという点にある。こうした状況は断固として改めなければならない。今後、わが党は、人民を指導して、ひきつづき各種の法律を制定、補足し、公安・司法活動への指導を強化し、公安・司法部門による法律の厳格な執行を各方面から保証すべきである。同時に、全人民のあいだで法秩序についての宣伝と教育をくりかえしおこない、小学校をはじめ各段階の学校に法律知識の教育と関連のあるカリキュラムを設け、すべての公民が法律を知り、法律を守るようにしなければならない。広範な党員に

たいしては、率先して憲法と法律を守るよう、とくに教育と監督をおこなう必要がある。「党はかならず憲法と法律の範囲内で活動しなければならない」という新しい党規約の規定は、きわめて重要な原則である。中央から基層にいたるまで、すべての党組織と党員の活動は国家の憲法と法律に抵触してはならない。党は、人民の一部分である。党は人民を指導して憲法と法律を制定するが、いったん国家の権力機関によって採択されたなら、全党はそれを厳格に遵守しなければならない。

国内の各民族のあいだで平等、団結、相互援助の社会主義的民族関係を発展させることは、わが国の社会主義的民主の建設における重要な内容である。ここ数年、党中央は、民族問題で一連の重要な決定をおこない、「文化大革命」とそれ以前の「左」よりの誤りを是正して、好ましい民族関係を回復し、いちじるしい成果をあげた。新しい歴史的時期の条件と各民族の具体的状況にもとづき、党中央はさらに、各少数民族地域の経済と文化の発展に役立ち、各少数民族の区域自治の権利の実現に役立ち、各民族の団結の強化に役立つ数多くの政策を制定した。これらの政策は、さらに充実、発展をはからなければならない。民族の団結、民族の平等と各民族の共同の繁栄は、われわれのような多民族国家にとっては国の運命にかかわる重要問題である。われわれはかならず、民族問題についての全党の認識を高め、大民族主義、それも主として大漢民族主義

に反対すると同時に、また地方民族主義にも反対し、全党を教育して、民族工作における党の任務達成につとめなければならない。

民主主義革命の時期には、統一戦線はわが国の革命が勝利するための重要な「宝器」であった。社会主義建設の時期にも、それは依然としてひじょうに重要な役割を果たしている。わが党は、ひきつづき「長期共存、相互監督」、「肝胆あい照らし、栄辱をともにする」という方針を堅持し、各民主党派と無党派の民主人士、少数民族の人士、および宗教界の愛国人士との協力を強めなければならない。すべての社会主義的勤労者、社会主義を擁護する愛国者、祖国統一を擁護する愛国者からなる、台湾の同胞、香港・澳門の同胞、国外に在住する華僑の同胞も含めた、もっとも広範な愛国統一戦線をさらにうち固め、強化するため、われわれはあらゆる努力を傾けなければならない。

わが国にいまなお存在する階級闘争を正しく認識し、処理することは、もっとも広範な人民の民主的権利を保障し、ごく少数の敵対分子への効果的な独裁をおこなううえでカギとなるものである。いま、わが国にはまだ種々さまざまな敵対分子がいて、経済、政治、思想・文化、社会生活などの各面から意識的に社会主義制度を破壊し、くつがえそうとしている。現段階におけるわが国の階級闘争は、主として人民とこれらの敵対分子との闘争として現われている。党中央が

くりかえし指摘しているように、階級としての搾取階級が消滅してのち、わが国の社会に存在する矛盾は大部分が階級闘争としての性格をもたなくなり、階級闘争はもはやわが国社会における主要な矛盾ではなくなった。搾取制度と搾取階級がすでに姿を消した社会主義社会においては、「階級闘争をカナメとする」方針を提起し、実行するのは、誤りである。われわれは敵味方の矛盾と人民内部の矛盾をきわめて慎重に区別し処理し、階級闘争拡大の誤りがふたたび犯されるのを防がなければならない。しかし、階級闘争はわが国社会の一定範囲になお長期にわたって存在し、ある条件のもとでは激化することもある。それは、歴史上の搾取制度と搾取階級が各方面に残した害毒を短時日では一掃することが不可能であるだけでなく、われわれの祖国統一の大業が最終的にはまだ達成されていないからであり、われわれがまだ複雑な国際環境に置かれ、資本主義勢力やわが国の社会主義事業を敵視する一部の勢力がまだわが国にたいして侵食や破壊をおこなうおそれがあるからである。わが国は経済と文化がまだかなり立ちおくれしており、年青い社会主義制度にはまだ不完全なところもたくさんあるので、一部の社会構成員やわが党の一部党員が墮落変質するのを完全に防ぐことは不可能であり、ごく少数の搾取分子とさまざまな敵対分子の発生を根絶することも不可能である。したがって、われわれは、長期にわたる闘争の心がまえをもち、人民民主主義独裁国家の独裁の機能を堅持し、いまのわが国の、階級闘争の性格を

もつ社会矛盾と社会現象をマルクス主義の階級観点で処理することを堅持しなければならない。これがわが国の現段階における階級闘争についての党中央の基本方針である。

現在、われわれは、経済分野の重大犯罪活動に打撃をあたえる闘争を深く浸透させている。こうした犯罪活動をはたらいっているのは、社会の違法分子のほか、党内、政府内、軍隊内で資本主義思想にむしばまれたごく少数の墮落変質分子である。かれらは、経済の分野では、われわれの建設事業をゆゆしく破壊し、社会の安定をかく乱し、社会の気風を汚染し、人びとの思想と生活を侵食し、まるでシロアリのように社会主義の殿堂に危害をもたらしている。また、政治の分野と文化の分野でも、これと同じ性質の破壊活動がおこなわれている。われわれは決してこれらの活動を、単なる一般的犯罪、一般的反社会行為と見なしてはならない。これらは、わが国が対外開放と対内経済活性化の政策をすすめている新たな歴史的条件のもとの、階級闘争の重要な現われである。これらの破壊分子にたいしては、法にもとづいて厳罰をあたえるべきである。この闘争はすでに一応の成果をあげた。われわれ全党は、さらに認識を高めて、確固とした立場に立ち、いさかも動揺することなく、この闘争を最後までおしすすめなければならない。これは、われわれが社会主義の道を堅持するための重要な保証である。

われわれは、社会主義事業を発展させる新たな時期において、思想面から行動面にいたるまで、二つの手法を堅持しなければならない。一つは対外開放と対内経済活性化の政策を堅持することであり、もう一つは経済の分野と政治・文化の分野で社会主義に危害をあたえる重大犯罪活動に断固とした打撃をあたえることである。後者のみに気をとられて、前者を疑うのは誤りであり、前者のみを強調して、後者を軽視するのも危険である。こうした方針にたいし、全党の同志はきわめてはっきりした認識をもたなくてはならず、いさかもあいまいな態度をとってはならない。

わが国の社会主義建設は、世界がひじょうに不安定で、わが国の安全が重大な脅威をうけている情勢のもとですすめられている。したがって、われわれは決して警戒心をゆるめてはならず、経済建設の大々の発展をふまえて、国防の建設を強化しなければならない。われわれは、人民解放軍の建設の強化につとめ、わが軍を現代化、正規化した強大な革命の軍隊に築きあげ、近代戦の条件のもとにおける自衛能力をいっそう高めなければならない。われわれはまた、ひきつづき人民軍隊のすぐれた伝統を保持、発揚し、軍隊の思想・政治工作を強化、改善して、わが軍の全構成員がみな高度の献身的精神、厳格な組織規律と革命的作風をもつことができるようにし、われわれの軍隊が社会主義祖国を守る鋼鉄の長城になるばかりでなく、社会主義の物質文明と精神文明を建設する重要な力にもなるようにしなければならない。われわれは民兵の建設をひきつづ

き強化する必要がある。中国人民解放軍は、中国共産党が創設し、指導している人民の軍隊である。新憲法の草案が全国人民代表大会で討議、採択されれば、党中央は国の中央軍事委員会を通じて、ひきつづきが国の武装力を指導することになる。党が軍隊を指導するという、多年実行されて効果をあげてきたさまざまな制度は、ひきつづき堅持しなければならない。これは、全国人民の最高の利益に合致するものである。党中央の指導のもと、全軍の指揮員・戦闘員と全国各民族人民の努力によって、わが国の国防はさらに強固なものとなり、全国人民は社会主義建設に没頭するうえでいっそう確実な保障をもつことになるであろう。われわれはそのことを確信している。

五 独立自主の対外政策を堅持しよう

中国の前途は世界の前途と密接な関連がある。中国の革命と建設の勝利は、世界の進歩と光明にたいする力強い支持であるが、中国の革命と建設が勝利できるのも、世界の光明ある前途をめざす各国人民の奮闘と切り離すことはできない。中国は他の国と人民から援助を受けたことがあるが、他の国と人民を援助したこともある。毛沢東同志は、建国の直後、「われわれの全般的任務は、全国の人民を結集し、諸外国のすべての友人の支援をかちとって、偉大な社会主義国の建

設のために奮闘し、世界平和の擁護と人類進歩の事業の発展のために奮闘することである」^①と指摘している。愛国主義と国際主義とを結びつけることは、ゆらい、対外関係を処理するうえでのわれわれの根本的な出発点であった。

われわれは愛国主義者であって、中国の民族的尊厳と民族的利益がすこしでも侵害されることを絶対に容認しない。われわれは国際主義者であって、中国の民族的利益が全人類の総体的な利益と切り離しては十分に実現されないことをよく知っている。われわれが独立自主の対外政策を堅持することは、われわれが世界平和の擁護、人類進歩の促進という崇高な国際的義務を履行することと一致している。建国以来三十三年、中国はいかなる大国あるいはいかなる国家ブロックにも決して依存せず、またいかなる大国の圧力にも決して屈服しないということを、われわれは実際の行動で全世界に示してきた。中国の対外政策はマルクス・レーニン主義と毛沢東思想の科学的理論を基礎としたものであり、中国人民と世界人民の根本的利益から出発したものである。それは長期的、全局的な戦略的根拠をもつものであって、決して便宜的に変えたり、他の何びとかにそのかされ、挑発されたりするようなものではない。毛沢東同志と周恩来同志の定めたわが国対外政策の基本原則をわれわれが断固実行してきたからこそ、社会主義の新中国は世界で信頼と名声をかちとり、友人を獲得し、国際舞台でその毅然たるイメージを保ちつづけてきたの

である。

中国が各国との関係発展の指針としている一貫した原則は、「主権と領土保全の相互尊重、相互不可侵、相互内政不干渉、平等互恵、平和共存」という五原則である。わが国には、侵略と抑圧をうけてきた百余年の苦難の歴史がある。中国人民は、以前の屈辱的狀態に二度と戻らうとは決して思わないし、また他のいかなる民族をもわれわれの以前のような屈辱的狀態に追いやることは決してあり得ない。中華人民共和国の成立によって、外国の侵略に屈従するわが国の社会的根源が消滅したばかりでなく、対外侵略をおこなうわが国の社会的根源も消滅した。エンゲルスものべているように、「一民族は他民族を圧迫しつづけながら、同時に自由になることはできない」^⑧。これは、くつがえすことのできない真理である。われわれマルクス・レーニン主義者は、共産主義がいつかはかならず全世界で実現することを信じている。とはいえ、革命は決して輸出できるものではなく、各国人民自身の選択の結果でしかあり得ない。こうした認識に立てばこそ、われわれは終始一貫、平和共存の五原則を堅持しているのである。われわれはいかなる国にたいしても、一兵卒たりとも駐留させてはおらず、いかなる国の領土にせよ、一寸たりとも侵略、占領したことはない。また、いかなる国の主権にせよ、これを侵犯したことはない、いかなる国にたいしても、不平等な関係をおしつけたことはない。われわれは、いかなる状況のもとで

も、永遠に覇をととえない。

平和共存の五原則は、社会主義諸国をも含め、すべての国との関係に適用される。ここ三十三年、われわれはこの原則にもとづいて、世界の百二十五カ国と外交関係を結んだ。われわれと朝鮮、ルーマニア、ユーゴスラビアなど友好的な社会主義諸国とは、緊密に協力して、たえまなく団結と友情を強化、発展させてきた。われわれとアジア・アフリカ・ラテンアメリカの多くの発展途上国とは、たがいに共鳴し、支援しあって、各方面の協力関係を発展させてきた。中国と数多くの西側諸国とは、社会制度を異にしているとはいえ、世界平和を守る共通の願いをもち、経済的、文化的協力をすすめる面で、共通の利益と巨大な潜在的可能性をもち、長年にわたって良好な関係を保ちつづけてきた。東欧諸国との関係も、近年、ある程度の発展をみている。

日本は中国の近隣にあり、中日両国人民は古くから密接に往来し、厚い友情をつちかつてきた。ここ百年らい、日本軍国主義者は再三、中国にたいする侵略戦争を起こして、中国人民に大きな災厄をもたらし、日本人民にも大きな被害をあたえてきた。中日両国人民の長期にわたる共同の努力によって、十年前、両国はついに国交正常化を実現した。中日両国が平和友好、平等互恵、長期安定の関係を発展させることは、両国人民の長期的利益に合致し、アジア・太平洋地域の平和と安定に役立つものである。現在、日本の一部の勢力は、かつて中国と東アジアのその他

の諸国を侵略した歴史的事実をあいかわらず美化しており、日本軍国主義の復活をたくらむさまざまな活動をすすめている。こうした危険な状況は中日両国人民とその他の諸国の人民の大きな警戒心を呼び起こさずにおかない。われわれは日本人民および日本の朝野の有識者とともに、両国関係をさまたげるすべての要素を排除して、中日両国人民の子子孫孫にいたる友好をまもりつづけるであろう。

中米両国は、一九七九年の国交樹立 이래、両国人民の利益に合致する関係を発展させてきた。われわれはこうした関係を発展させたいと一貫して願っており、それが両国人民と世界平和にとって有益であると考えている。しかし、両国の関係には、たえず暗い影がさしていた。それは、アメリカが中華人民共和国政府を中国唯一の合法政府と認め、中国は一つであり、台湾は中国の一部分にすぎないと認めながらも、また、両国の国交樹立コミニケの原則に違反した「台湾関係法」を成立させ、ひきつづき台湾に兵器を売却し、台湾を独立した政治的実体と見なしているからである。中国政府は、それが中国の主権を侵害し、中国の内政に干渉する行為であると繰り返し声明してきた。中米両国政府は一年ちかい交渉を経て、さきごろ、共同コミニケを発表し、アメリカの台湾むけ兵器売却問題については、最終的な完全解決をめざし段どりを追って解決するという規定を設けた。われわれは、これらの規定が確実に履行されることを希望して

やまない。中米両国の関係は、主権と領土保全の相互尊重、相互内政不干渉という原則を真に遵守してこそ、ひきつづき健全な発展をとげることができるのである。

中ソ両国の関係は、ずいぶん長い間、友好的であった。中ソ関係が今日のような局面に立ちいたったのは、ソ連が覇権主義の政策を実行したからである。ここ二十年近く、ソ連は中ソ国境と中国・モンゴル国境にずっと大軍を集結してきた。ソ連はベトナムを支持して、カンボジアを侵略・占領させ、インドシナと東南アジアで拡張をおこなわせ、わが国の国境地帯でたえず挑発をおこなわせてきた。ソ連はまた中国の隣国アフガニスタンを武力侵略した。これらはすべて、アジアの平和と中国の安全にたいする重大な脅威となっている。われわれは、ソ連の指導者が一再ならず中国との関係を改善したいと表明していることに留意している。だが、重要なのは言葉ではなく、行動である。もしもソ連当局が確かに中国との関係を改善したいという誠意をもち、しかも、わが国の安全への脅威を取りのぞく実際的措施をとるなら、中ソ両国の関係は正常化に向かう可能性がある。中国人民とソ連人民とは古くからの友情を持っており、中ソの国家関係がまだどのような状況に置かれていようと、われわれはともにこの友情を守り、発展させるよう努めるであろう。

現在、世界各国の平和共存をおびやかしている主な勢力は、帝国主義、覇権主義、植民地主義

である。もちろん、古い植民地主義体制は、もと植民地、半植民地であった百近い国があい前後して独立したために瓦解してしまった。だが、その残渣がのこらず一掃されたと言うにはほど遠い。しかも、覇権主義をおしすすめる超大国がいままた世界人民への新たな脅威となっている。超大国は世界制覇の目的から、他のいかなる国をもはるかに上回る軍事力によって、世界的範囲の争奪をくりひろげ、世界の不安定と動乱の主な根源となっているのである。

覇権主義に反対し、世界平和を守ることは、今日の世界人民にとって最も重要な任務である。世界大戦の危険は、超大国の争奪によってますます深刻化している。しかし、世界人民がねばり強い闘争によってかれらの戦略配置をかき乱すことができることも、経験によって示されている。全世界人民が真に一致団結して、覇権主義、拡張主義のあらゆる現象と断固たたかうなら、世界平和を守ることができるであろう。われわれは一貫して、超大国の軍備競争に断固反対し、核兵器の使用禁止と完全廃棄を主張し、超大国が真に先に核兵器と通常兵器を大規模に削減するよう要求してきた。われわれは超大国が準備している世界大戦に反対するばかりでなく、かれらが起こし、あるいはあと押しするすべての局地的な侵略戦争にも反対する。われわれは侵略されているあらゆる国と人民の反侵略闘争を一貫して断固支持してきた。われわれは、祖国の統一をめざす朝鮮人民の闘争を支持する。われわれは、民主カンボジア連合政府の指導のもとにベ

トナムの侵略に反対するカンボジア人民の闘争を支持し、ソ連の侵略に反対するアフガニスタン人民の闘争を支持し、南アフリカの人種主義と拡張主義に反対するアフリカ人民の闘争を支持する。われわれは、パレスチナ人民とレバノン人民にたいするイスラエルの凶悪きわまる侵略の暴挙を強く非難する。イスラエルはアメリカ覇権主義の支持と庇護のもとに、横暴にもパレスチナを侵略・占領し、アラブ諸国を再三武力侵略して、中東と世界の平和に重大な脅威をもたらしている。われわれは故郷への帰還と自国の樹立をめざすパレスチナ人民の闘争をひきつづき断固支持し、イスラエル拡張主義に反対するアラブ諸国人民の闘争をひきつづき断固支持する。

社会主義の中国は第三世界に属している。中国と大多数の第三世界諸国とは似かよった苦難を体験し、共通の課題と任務に直面している。中国は、第三世界の他の諸国とともに帝国主義、覇権主義、植民地主義に反対して断固闘争することを自己の神聖な国際的義務と見なしている。

第三世界が戦後の国際舞台に登場したことは、われわれの時代のもっとも大きな出来事である。第三世界は、一部の大国にあやつられる表決機械にすぎなかった国連を、帝国主義、覇権主義、拡張主義がいつも正義の非難を浴びる場に変えた。超大国の海洋覇権に反対してラテンアメリカ諸国の起こした闘争、自国の自然資源にたいする永久的な主権の享有と行使をめざす石油輸出国及び他の原料生産国の闘争、強権政治とブロック政治に反対する非同盟諸国の闘争、国際経

済新秩序の確立をめざすすべての発展途上国の闘争——これらのすべてが現代における強大な正義の潮流となつて、かつて超大国がほしのままに世界の運命を左右することのできた局面を大きく変えている。

第三世界の諸国が直面している共通の任務は、まず民族の独立と国家の主権を守り、民族経済を積極的に発展させ、その経済的独立によつて、すでに獲得した政治的独立をうち固めることである。この面で第三世界の諸国が相互支援をおこなうことは、とりわけ重要な意義がある。第三世界の諸国は広大な土地、数多くの人口、豊富な資源、広い市場をもっている。われわれのうち一部の国はかなりの資金を蓄積しているし、多くの国はそれぞれ特色のある技術をもっている。民族経済を発展させる面でも、ほとんどの国は他国の参考となる経験を持っている。われわれのあいだの経済協力、一般に「南南協力」と言われているものは、一部の技術と設備の適合性から見るなら、その効果はしばしば先進国との協力の比へてもひけを取らない。この協力は、これまでの不平等な国際経済関係を打破し、国際経済新秩序を確立するうえで偉大な戦略的意義をもっている。

中国はまだ発展途上の国である。だが、われわれは運命をともにしてきた第三世界の諸国に、一貫してできる限りの援助をあたえてきた。貧しきをうとんじて、富めるものにへつらい、弱き

をしいたげて、強きを恐れるという考え方や行爲を、中国人民は一貫してさげすんできた。第三世界の諸国にたいするわれわれの友情は、真心からのものである。互恵協力であれ、援助提供であれ、われわれは相手側の主権を厳格に尊重し、いかなる条件もつけたことはなく、いかなる特権も要求したことはない。今後、わが国の経済建設の発展にともなつて、われわれは第三世界の諸国および人民との友好協力をたえず拡大してゆくであらう。

われわれは第三世界の一部の国のあいだに不和が発生し、さらには武力衝突が起こっているのを見て、憂慮にたえない。こうした紛争はとかく双方に大きな損害をもたらし、ときにはまた覇権主義に漁夫の利を得させるものである。われわれは従来から第三世界の団結強化のために努力しており、紛争問題をかかえている第三世界の諸国が話し合いを通じて意見の食い違いを解消し、味方を悲しませ敵を喜ばせるような事態の発生を避けることを一貫して望んできた。

ここで、中国共産党と外国の共産党との関係について、とくにふれておきたい。わが党はマルクス主義を基礎として、独立自主、完全平等、相互尊重、内部問題の相互不干渉という原則にもとづき、各国の共産党や他の労働者階級の政党との関係を発展させる方針を堅持している。

ある国の革命が成功するには、その国自身の条件が成熟しなければならず、その国の共産党の路線と政策が広範な自国民の支持を受けなければならない。各国の党のあいだでは、もちろ

ん、相互援助も必要ではあるが、外部からの強制と一手代行を絶対に許してはならない。自己の観点を他におしついたり、他国の党の内部問題に干渉したりすれば、他国の革命事業を挫折、失敗させるだけである。他国の党の政策を自国の党や自国の政策にむりやり奉仕させ、ひいては他國にたいする武力干渉までおこなうなら、国際共産主義運動を根本から破壊するだけである。

世界各国の共産党はすべて平等である。大きな党であれ小さな党であれ、歴史の長い党であれ歴史の短い党であれ、政権の座にある党であれ政権を握っていない党であれ、すべて上下貴賤の別があつてはならない。わが党はかつて、おやじ党を自任してわれわれを支配下に置こうとしたものため、苦い目にあわされたことがある。周知のように、われわれの独立自主の対外政策が勝利したのは、この支配をはねのけた結果にほかならない。

われわれは、各国の党がたがいに尊重し合うべきであるという立場を堅持している。各国の党にはすべて長所と短所がある。そのうえ、それぞれの置かれている状況が異なるため、情勢と任務にたいする各国の党の見方が完全に一致することは不可能である。こうした意見の相違は、友好的な話し合いと、たがいに時間をかけて待つことによって、逐次解決するほかはない。われわれは、各国の党がみな他国の党から成功の経験と失敗の教訓を学びとることに賛成する。これは、国際共産主義運動の発展に役立つからである。

わが党は上述の原則にもとづいて、世界の多くの共産党と友好的な結びつきを保っている。われわれは、かれらがわれわれにあたえてくれた支持と援助に心から感謝するとともに、わが国の革命と建設に有益な経験をかれらから真剣に学びとるであろう。われわれはまた、より多くの進歩的な政党および組織とこのような結びつきをうち立てることを望んでいる。中国人民は、世界各国人民との友情をひじょうに重視し、各国人民との広範な結びつきを發展させている。要するに、世界各国人民がたえず理解と協力を強めてこそ、世界の光明と進歩は根本的に保証されるのである。わが国は十億の人口を擁する大国であるから、世界にたいしてかなり大きな貢献をすべきであり、人びとがわれわれに期待を寄せるのも当然である。だが、われわれがこれまでになしとげたことは、われわれのなすべきことに比べると、まだはるかに隔たりがある。われわれは、さらに努力して自身の建設につとめ、世界平和の擁護、人類進歩の促進のためにしかるべき役割を果たさなければならない。

六 党を社会主義現代化の事業を

指導する強固な中核に築きあげよう

社会主義現代化建設の壮大な事業において、歴史はわが党に重大な責務をあたえている。新し

い時期における党の建設を強化するため、われわれは十一回大会の党規約にたいし根本的な意義をもつ多くの改正を加えることとした。党規約改正の全般的な原則は、新しい歴史的時期の特徴と必要に応じて、黨員にいつそう厳格な要求を提起し、党組織の戦闘力を強め、党の指導を堅持し改善することである。われわれはかならず新しい党規約の要求にもとづいて、党を社会主義現代化の事業を指導する強固な中核に築きあげるよう努力しなければならない。

いま、大会の審議にかけられている党規約改正案は、十一回大会党規約のなかの「左」の誤りを一掃して、党の七回大会と八回大会の党規約の長所をうけつぎ、発展させたものである。新しい党規約はその総綱のなかで、党の性質と党の指導思想について、現段階におけるわが国社会の主要矛盾と党の全般的任務について、また党が国家生活のなかでいかに正しく指導的役割を發揮するかについて、マルクス主義にもとづく規定をおこなっている。新しい党規約が黨員と党の幹部に提起している思想面、政治面、組織面の要求は、これまでの党規約の規定よりもさらに厳格である。新しい党規約は、黨員の義務については、公事にかこつけて私腹をこやしたり、公益を損ねて私利をはかったりするのは絶対に許されないこと、派閥性には断固として反対すること、りっぱな人、りっぱな事績は敢然として支持し、悪い人、悪い行状には敢然として反対することなどの内容をもり込み、各級の指導的幹部の基本的条件については、党の路線、方針、政

策を正しく実行すること、党内党外の誤った傾向に反対すること、指導活動を十分におこない得る専門知識と組織能力をもつこと、党の原則を堅持し、職権の濫用によって私利をはかるいかなる行為ともたたかうことなどの内容をもり込んでいる。これらはほとんど、これまでの党規約にはなかったものである。歴史の経験と教訓にもとづいて、新しい党規約は中央から基層にいたる各級組織がかならず民主集中制と集団指導の原則を厳守すべきことを強調し、「いかなる形態の個人崇拜をも禁止する」とはつきり規定している。新しい党規約は、党の中央と地方組織の体制の改善、党の規律と規律検査機関の強化、基層組織の建設の強化について多くの新しい規定を設けている。新しい党規約は、党中央は総書記を設けるだけで主席を設けず、総書記は中央政治局と政治局常務委員会の会議を招集し、中央書記処の活動を主宰すること、中央と省段階に顧問委員会を設けて、豊富な政治的経験をもつ多くの古い同志に党の事業にたいする参謀の役割を發揮させること、党の各級規律検査委員会は同級の党の代表大会で選出され、中央より下の同級の党委員会とその構成員にたいしては党規約の定める範囲内の監督を実施し、中央委員の党規違反行為にたいしては中央委員会に告発できること、党の各級組織はみな党の建設を重視し、党の宣伝活動、教育活動、組織活動、規律検査活動、大衆工作、統一戦線工作についてつねに討議し点検すべきことなどを規定している。すべてこれらの規定は、党の集団指導を強め、党の戦闘力を

高め、党と大衆との結びつきを強めるのに役だつてであろう。現在の党規約改正案は、わが党のこれまでの党規約と比べて、さらに充実した、完全なものと言うべきである。新しい党規約は、党の歴史的経緯と集団的英知の貴重な結晶であり、新しい歴史的時期にわが党をより強固なものに築きあげるうえで重要な保証である。

新しい党規約が今回の代表大会で採択されれば、かならず全党で普遍的な教育をおこない、これを厳格に実施しなければならない。一人ひとりの党員は、党規約の定める条件に真に合致しているかどうか、また党員の義務を十分に履行できるかどうか——これは、かれが資格のある党員であるかどうかを見わたる根本的な基準となるであろう。今回の党規約改正に先だって、わが党は『党内の政治生活についての若干の準則』を制定したが、これは党の実生活においてひじょうによい役割を果たした。この準則は、今後とも、党規約の重要な補足として、その全効力を保ちつづけるであろう。党の現状と新しい党規約の精神にもとづいて、当面、われわれは党の建設で次にのべるいくつかの問題を重点的に解決しなければならない。

第一、党の民主集中制を健全化し、党内の政治生活をさらに正常化すること。

党の歴史をふりかえってみると、党の創立から建国直後にいたるまで、党が重大な右よりの誤りと「左」よりの誤りにおちいったごくわずかな時期をのぞく大部分の期間、わが党はかなり立派に民主集中制の原則を奉行したので、政治生活はかなり生氣にみちあふれていた。だが、一九五〇年代の後期から、個人崇拜の傾向がしだいに強まり、党と国家の政治生活、とくに党中央の政治生活がますます不正常となり、ついに十年の動乱をひきおこすにいたった。歴史のゆゆしい曲折が物語るように、党内の政治生活が正常であるかどうか、なによりもまず党中央と各級指導機構の政治生活が正常であるかどうかは、確かに党と国家の命運にかかわる根本問題である。

現在、党中央は喜びをこめて大会に報告できる。わが党内の政治生活、まずもって党中央の政治生活は、十一期三中総いらいの努力により、これまで長期にわたって不正常であったゆゆしい状態から、次第にマルクス主義の正しい軌道へもどってきた、と。総じて中央委員会、中央政治局、政治局常務委員会および中央書記処では、活動のさい、民主集中制と集団指導の原則が守られるようになり、「鶴の一声」とか、わが道を行くといったことははや許されなくなった。重大な意見の相違がある場合、十分に道理を説き、批判と自己批判をくりひろげれば、統一した認識と統一した行動をもたらすことができる。現在の党中央は、団結した協調性のある指導集団であり、複雑な情勢に対処しうる強固な中核である。それと同時に、多くの地方党组织の政治生活にも、いちじるしい改善がみられるようになった。

この大きな進歩を確認すると同時に、われわれはまた、全党的にみて、党の多くの組織では非

民主的な傾向や家父長的作風がまだ一掃されておらず、分散主義、自由主義の傾向もかなりひどいということを見てとらなければならない。これらのすべては、党の路線、方針、政策の貫徹と実施を妨げ、党の戦闘力を弱めている。全党の政治生活をさらに正常化するには、こうしたよくない傾向を断固克服しなければならない。全党、わけても各級の指導的幹部は、民主集中制の意識をしっかりと確立し、まず各級の党委員会で集団指導をうちたて、これを強めて、党内民主の発展につとめなければならない。また、民主を基礎とした集中・統一を保証しなければならない。

民主集中制の健全化をはかるには、党の規律を強めなければならない。いま、少なからぬ組織では規律がゆるんでいて、是非の別、賞罰の別がはっきりせず、批判すべきものを批判する勇氣、処分すべきものを処分する勇氣に欠け、それがかなり深刻な傾向となっている。こうした傾向は以前にもあったが、十年の動乱によってさらにひどくなっており、なかにはいまだにはつきりした変化のみとめられないところもある。中央と地方の党委員会および各級の党の規律検査委員会は、ここ数年、党規律の擁護と党風の刷新のために大量の活動をすすめて、いちじるしい成果をあげてきたが、この活動ではいままお多くの抵抗につきあたっており、なかには驚くべきひどい場合もある。もしもこうした傾向のはびこるままにまかせるなら、党には果たして戦闘力があがりうるだろうか。全党の各級組織と全党員はかならず立ちあがって、党規律をまもるために断固

とした闘争をすすめるなければならない。今回の代表大会のあと、全党が上から下まで心を合わせて協力するなら、あまり長くない期間に、かならず全党的範囲で党規律の厳肅性を十分に回復し、全国人民の高度の信任をかりとり得るものと、われわれはかたく信じている。

第二、指導機構と幹部制度を改革し、幹部の隊列の革命化、若年化、知識化、専門化を実現する。

党と国家の指導体制および指導機構の改革は、権力の過度の集中、兼職・補佐職の過多、機構の重複、職責の不明確、人員の過剰、党務と政務の混同といったさまざまな弊害をとり除き、官僚主義を克服し、仕事の能率を高めることが主要な内容である。中央段階の党・政府機構の改革はすでにその第一歩を基本的に達成しており、省、直轄市、自治区のそれは今年の後半あるいは来年におこなわれることになっている。これは、現代化建設を順調におすすめて、社会主義の道を堅持するうえでの重要な政治的保証のひとつであり、ひじょうに深い意義をもつものである。

政府機構にたいする党の指導と企業・事業体にたいする党の指導との問題を正しく解決することは、機構改革におけるひじょうに重要な問題のひとつである。党の活動と政府の活動、企業・事業体における党の活動と管理・生産活動——これはかならず適切に区分しなければならない。党

は大衆に指示や命令を出す権力組織ではなく、また行政組織や生産組織でもない。党はもちろん各方面の活動とさまざまな生産建設事業を指導するが、こうした指導が十分効果的であるためには、かならず業務に精通し、業務と結びつけておこなわれなければならない。しかし、党の指導は主として思想、政治面と方針、政策面の指導であり、また幹部の選抜、配置、考課、監督であつて、これを政府の行政事務や企業の実務と同一視してはならない。党はかれらの仕事を一手にひきうけて代行してはならない。それでこそ、党は政府と企業が独自かつ効果的に活動をするのを保証することができ、党自身も重要な政策の研究と制定、政策の実施状況の点検、党内党外の幹部と大衆にたいする思想・政治活動の強化に全力を傾けることができるのである。長期にわたる歴史的原因によって、現在、党委員会の活動を担当する一部の同志は、具体的な管理事務をあつかわないと手持ち無沙汰になるかのように思っているが、こうした誤った考え方は党の建設に損失をもたらし、党の指導的役割を弱めるものである。今後、各級の党委員会はつねに社会主義建設事業についての党の重要な政策・方針を討議、研究し、幹部、黨員、大衆のあいだにある思想問題と教育問題、幹部の偏向と規律についての問題、党組織の改善と拡大についての問題などを討議、研究すべきである。もちろん、党務と政務の分担が強調されるとしても、政府の活動と経済活動の重要な問題については、やはり党が決定を下さなければならない、政府機関と

企業・事業体で働くすべての共産黨員は、かならず党の指導にしたがい、党の政策を実行しなければならない。

幹部の隊列の革命化、若年化、知識化、専門化を実現すること、これは党中央が早くから確定した方針である。機構改革においては、高齢に達した多くの古参幹部が第一線の活動の重い負担から離脱できるようにするとともに、かれらの豊富な指導経験が党と国家と社会の生活でひきつづきその役割を発揮できるようにしなければならない、また、才徳兼備の若くて活力に富む大量の青壮年幹部を適時に指導的ポストに抜てきし、新旧幹部の協力と交替の過程で効果的な鍛錬をおこなうより多くの機会をつくるとともに、各級の指導層が新しい活力と英知をたえず吸収して旺盛な生命力を保つようにしなければならない。しかし、造反によってのしあがった者、派閥思想のひどい者、殴打・破壊・略奪をはたらいた者、三中総いらいの中央の路線に反対する者、さまざまな重大な法規違反・規律違反のあつた者がいまなお指導的ポストについている場合には、これを断固としてそのポストからははずさなければならない。また、刑法上の罪を犯した者はすべて、法にもとづいて取調べ、処罰しなければならない、こういう者を抜てきの対象にすることは断じてできない。新旧幹部の協力と交替の問題は、社会主義事業の後継者の有無にかかわる大きな問題である。全党の同志、とくにわれわれの古い同志はかならずや高度の革命的責任感をもつ

て、この歴史的任務を達成してくれるものと、われわれは確信している。

社会主義現代化建設の大量の専門的人材を育成するには、幹部の教育と訓練の仕事を大いに強化しなければならない。今後、幹部を使用、抜てきする場合には、学歴や学習の成績を活動歴や活動の成績と同じように重要なよりどころとしなければならない。各級の党学校、政府と企業の幹部学校、指定された若干の大学と中等専門学校は、社会主義現代化事業の要請とそれぞれの分野にもとづいて、教学計画を作成しなおし、幹部にたいして正規の研修をほどこす任務を担わなければならない。編制内の要員はみな、何回かに分け、交替で研修に参加させるべきである。こうした研修ののちには、実際とむすびつけた考課にもとづいて適当な配転をおこなってもよい。すべての幹部を交替で研修に参加させるのは、幹部の資質の向上をはかる重要な戦略的措置である。全党の同志とすべての幹部は、現代化建設の要請を十分に認識し、すすんで学習に参加しなければならない。

第三、労働者、農民、知識分子の間における党の活動を強化し、党と大衆との結びつきを緊密にする。

われわれの党に力があるのは、党がもつとも広範な人民の利益を代表しているからである。党が国家の各分野で指導的地位を占めているため、党の活動は広範な人民の利害得失とかわめて大 きなかわりをもつことになる。だが、こうした地位にあるため、黨員、わけても党の幹部はまた、ともすれば大衆から浮きあがる危険におちいりやすい。そのため、われわれは党の大衆路線というすぐれた伝統をいっそう自覚的に保持し、発揚して、党と各階層の人民との緊密なつながりを確実に強めることが要求される。

わが党は労働者階級の政党であり、この階級の大衆に依拠するよう心がけなければならない。わが国の労働者階級の構成には、近年、新旧の交替というきわめて大きな変化が起きている。大量の古参労働者黨員が退職休養し、大量の青年が労働者階級の隊列に加わったほか、一部の労働者黨員がたえず引きぬかれて、管理部門へ送られるため、いま生産現場では黨員が減っており、骨の折れる職場であればあるほど黨員も減るといふ深刻な事態が現われるようになった。これは、党と産業労働者との直接の結びつきを弱めている。今後、われわれは生産現場における党の活動を大いに強め、条件のそなわった黨員を生産現場にいくよう教育するとともに、また黨員としての条件をそなえなかった労働者入党させなければならない。われわれはまた、労働組合における党の活動を大いに強め、労働組合を党と労働者大衆とを結びつける強力なベルトにしなければならない。さらに労働者・職員代表大会の制度を真剣に実施し、それが労働組合とともに思想教育、企業管理、労働者の生活改善などの面で重要な役割を発揮できるようにしなければ

ばならない。八億の農民のあいだで党の活動をりっぱにおこなうことも、現代化建設の目標を達成する重要な条件である。いま、一部の農村では、一部の党員が自己の生産に目をむけるだけで、党と大衆の利益には関心をもち、一部の党支部が大衆にたいする指導を放棄するといった事態が現われている。こうした好ましからぬ傾向は、確實に是正しなければならない。各級の党委員会は当面の新しい状況に即応して、農村における党の基層組織と経済・行政・大衆団体の基層組織をさらに健全化し、各地区、各年齢層の農民にたいする思想教育をさらに強化して、農村の政治、経済、文化面の生活を社会主義の方向にそって健全に発展させなければならない。社会主義現代化建設の新たな局面を全面的に切り開くには、知識分子の役割を十分に發揮させることをとくに重視するとともに、かれらの特徴にに応じてその思想・政治教育を改善し、かれらのあいだで入党の条件をそなえた者を積極的に入党させるよう心がけなければならない。

わが国には、現在、二億の青年がいるが、かれらはさまざまな建設事業の最も生気にあふれた力である。「文化大革命」によって、かれらの成長はきわめて大きな損失をこうむったとはいえ、圧倒的多数の青年はりっぱな政治的資質をそなえ、ここ数年、めざましい進歩をとげた。ごく一部の青年のあいだにみられる消極的な傾向は、教育をつうじて変えることができる。いまの問題は、青年工作の状況がまだ現実の要求に立ち遅れていることである。各級の党組織と青年団

組織は広範な青年にもっと近づき、かれらと気心の知れた友人となり、政治、思想、仕事、学習、生活の各方面から思いやりを示し、手を差し伸べなければならない。党は条件に合致した先進的青年を注意深く発見し、育成し、入党させ、かれらが党の身体に注ぎこまれた新しい血液となるようにしなければならない。党は共産主義青年団にたいする指導をさらに強め、青年の特徴にもとづくその活動を支持し、党の助手および予備軍としての役割を十二分に發揮させ、これを広範な青年が実践の中で共産主義を学ぶ学校に真に築きあげていかなければならない。

女性わが国の経済建設における重要な力であるばかりでなく、社会主義的精神文明の建設においても特殊の重要な役割を果たしている。伝統的な偏見があるため、数多くの女性はしばしばおしがるべき重視と保護と教育をいまだに受けられないでいる。党はかならず婦人工作を強めて、女性の特長な利益に関心をよせ、女性幹部の育成、抜てきを重視し、各級婦女連合会任の務遂行を指導し、支持すべきである。婦女連合会は、女性の利益を代表して、女性の保護と教育、児童の保護と教育にあたる権威ある大衆団体とならなければならない。

第四、計画的に、段取りを追って整党をおこない、党風を根本的に好転させること。

わが党は、長期にわたってマルクス・レーニン主義と毛沢東思想にはぐくまれ、たびたびの成功と失敗による試練をうけて成長してきた労働者階級の前衛である。わが党には、中国労働者

階級と中国人民のすぐれた人たちが結集している。「文化大革命」によってひどく傷つけられたにもかかわらず、わが党の隊列の主流は依然として純潔であり、強力である。この数年の回復と整頓を経て、党の状況は大いに改善され、党の威信も回復し、高まりつつある。数年らい、各分野のすぐれた共産党員たちは広範な大衆をひきいて、党の路線、方針、政策を實行するために刻苦奮闘し、つぎからつぎへと英雄的な功績をうちたててきた。労働と活動の持ち場であろうと、祖国の安全の防衛や災害救助のたまたかの中であろうと、はたまた不正な気風や犯罪活動にたいするたまたかの中であろうと、共産党員がその模範行為によってつづった、壮麗きわまりない、感動的な共産主義の凱歌がいたるところにあげられている。党と人民のすべての輝かしい成果は、党のこれら優秀な中核が先頭に立って生みだしたものにほかならない。これは、わが党の現状の主要な側面である。何びとであれ、この面に目をむけず、ひいてはこれを意識的に抹殺さえする者はみな重大な誤りを犯しているのである。

しかし、十年におよぶ動乱の害毒がいまなお完全には一掃されていないうえに、新しい状況のもとでさまざまな搾取階級の思想による侵食がいくらか強まったこともあって、当面、わが党には確かに思想の不純、作風の不純、組織の不純という問題が存在しており、党風にはまだ根本的な好転が見られない。一部の党組織は、指導活動における軟弱無力の傾向が深刻であり、一部基

層組織はしかるべき戦闘力に欠け、ひいてはマヒ状態にさえおちいつている。少数の党員と幹部のなかには、仕事にきわめて無責任で、官僚主義の目に余る者もあれば、特殊化した生活におぼれ、職権を利用して私腹を肥やしている者もあり、また、無政府主義や極端な個人主義に走って、党の組織規律をふみにじている者もあれば、派閥活動を執拗におこなって、党の利益をひどく損っている者もある。さらにごくわずかではあるが、汚職を働いて、腐敗墮落し、私利をはかって不正を働き、ひいては重大な経済犯罪さえ犯すような党員や幹部もいる。このほか、林彪・江青反革命集団のごく少数の殘党も、一部の指導的地位をかすめとり、機に乗じて波風を立てようとしている。こうした傾向は、党の威信をひどく傷つけている。われわれは、党のこうした暗黒面を誇張することは断じて許さないが、それを暴露することも絶対に恐れてはいない。なぜなら、わが党は強固な党で、こうした暗黒面と妥協のない闘争をおこない得る健全な力を十分にもっており、この闘争でかならず勝利をおさめ得るものと確信しているからである。

党風の問題は、政権の座にある党の生死存亡にかかわる問題である。党風の根本的な好転をはかるため、中央は、来年の後半から三年間、何回かにわけて党の作風と組織にたいする全面的な整頓をおこなうことを決定した。これは、疑いもなく、わが党のもっとも大きな事業であり、十分

慎重に対処し、十分周到な準備をととのえ、計画的に、段取りを追ってすすめるなければならない。この事業をなしとげるための中心的な環は、党内で普遍的に、つっこんだ思想教育をおこなうことである。われわれは、十二回大会の報告と新しい党規約の学習および実行と結びつけ、『建国いろいろの党の若干の歴史的問題についての決議』と『党内の政治生活についての若干の準則』の学習と結びつけて、全党にたいし、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想の基本理論についての教育、共産主義の理想と党の路線、方針、政策についての教育、党についての基本知識と共産党員の基準についての教育をおこなわなければならない。そのさい、一人ひとりの党員に党の性格、地位、役割をとくにはっきり認識させ、すべての党員には勤勉誠実に人民に奉仕する義務があるだけで、職権を利用して国家と大衆から「うまい汁」を吸うような権利はまったくないことをはっきり認識させなければならない。組織と指導の側については、指導機関と指導幹部が率先して、上から下へと各級指導グループをりっぱに整頓し、そのあと下級組織と基層組織を指導して整頓をおこなうべきである。悪人がこの機に乗じて、りっぱな人をおとしめたり、攻撃したりするようなことは断じて許さない。延安での整風の精神を受けつぎ、発揚し、「前のあやまりを後のいましめとし、病をなおして人を救う」、「思想もはっきりさせ、同志たちとも団結する」という方針にもとづいて、批判と自己批判を真剣にくりひろげるとともに、適切な方法を

とって党外の大衆の意見にも耳を傾けなければならない。そして最後には党員の登録をおこなう、教育をしても依然として基準に合致しない党員は、厳格に新しい党規約の規定にもとづいて、党から除名するか、その離党を勧告すべきである。同時に、各級党組織の指導部の状況を確実に改善し、党の指導を強化、改善する具体的な方法を提示しなければならない。

われわれは今回の整党を通じて、党内の政治生活のいっそうの正常化をはかり、不正の気風を確実に是正して、党と大衆との密接な結びつきを大いに強めなければならない。そうすれば、かならず党風を根本的に好転させることができる。

同志のみなさん！われわれの中央委員会は、すでに大会にたいし、全党の直面する戦闘的諸任務について説明した。われわれは、今後五年内に、財政・経済状況の根本的好転、社会気風の根本的好転、党風の根本的好転を実現するという任務を提起した。

これらの任務は果たして実現できるであろうか。これらの任務はかならず実現しなければならない、また、かならず実現することができる——われわれの代表大会が一致してそう答えることを、中央は確信している。

今回の大会で確定される方針と任務は、十一期三中総いろいろの党の正しい路線を充実、発展さ

せたものである。その内容はより豊富になり、より実情に合致したものとなっているので、かならずやより大きな説得力をもって、全党と全国各民族人民の思想を統一することができ、われわれの行動をみちびくいつそう正確な指針となるであろう。

ここで強く指摘しておく必要があるのは、わが党がすべての愛国同胞と手をたずさえて協力し、祖国の統一という神聖な使命達成のため奮闘努力するという重要な歴史的任務に直面していることである。台湾は祖国の神聖な領土であり、台湾人民はわれわれの血を分けた同胞である。五千年の歴史、十億の人口、九百六十万平方キロの面積をもつ不可分の偉大な祖国のふところへ台湾が復帰することは、全国同胞の共通の要求であり、歴史発展の必然の帰結であり、いかなる党派、いかなる個人もさからうことのできないものである。これは中国の内政であり、いかなる外国も干渉する権利はない。われわれは、台湾の同胞、香港・澳門の同胞、国外に在任する華僑の同胞が国民党当局に働きかけて、同当局がよく時勢を見きわめ、いつまでも頑迷な態度に固執することなく、国の前途と民族の大義に重きをおいて、一日も早く国共両党の交渉をおこない、ともに祖国の平和統一の大業実現をうながすよう、督促することを望んでいる。

社会主義現代化建設の事業は、全国各民族人民の共通の意思と根本的利益を代表するものである。前世紀のアヘン戦争から百余年、中華民族はいかに多くの苦しみをなめ、いかに多くの災難

をこうむったことであろう。長期にわたる歴史的経験から、われわれの党の心、軍の心、民の心が社会主義をふまえた国の富強、台湾を含む祖国の統一という基本的要求に集約されてくるのは必至である。社会主義中国の政治情勢は安定しており、四つの現代化がかならず勝利し、統一がかならず実現するという前景がきりひらかれている。これは、人心の向かうところ、大勢のおもむくところである。われわれが確固として大衆の圧倒的多数を信じ、それに依拠し、終始かわることなく人民大衆とのかたい結びつきを保ち、自覚をもって人民の幸福のために尽くすかぎり、われわれの事業は必勝不敗である。

もちろん、社会主義現代化建設の過程ではさまざまな障害や困難につきあたることを、われわれははっきり知っている。当面、解決をせまられている主要な問題は、「文化大革命」の結果、不正な党風、不正な社会気風が残っていること、社会主義の経済、政治、文化を切りくずす重大な犯罪活動がひきつづき存在すること、各級の指導機構が肥大化し、能率が低く、経済体制が生産力発展の必要に十分には適応できないというものである。それゆえ、すでに前後してふれてきたように、今後のある期間は、機構改革と経済体制改革を系統的になしとげ、社会主義的精神文明の建設に力を入れ、社会主義経済を切りくずす重大犯罪活動や社会主義制度を破壊するその他の重大犯罪活動に断固とした打撃をあたえ、党の作風と党の組織を整頓しなければな

らない。この四つの大きな課題は、社会主義制度を堅持し、社会主義現代化を実現させる重要な保証である。全党、わけても各級の党委員会は、かならずやこれを大いに重視し、たゆむことなく、真剣に推進しなければならない。

われわれの同志は、困難に正しく対処すべきである。光明の面にだけ目を向けて、困難の面を見ず、ひいては主観的願望を客観的事実と取りちがえて、盲目的につっぱしるなら、それはまったく誤りである。われわれはそのためにずいぶんひどい目にあつたのだから、つねにその教訓を銘記しなければならない。しかし、他方では、困難を恐れ、困難におどかさされ、党と大衆の力を信ぜず、ひいては中央がすでに情勢を正しく分析し、方針と任務を確定しているにもかかわらず、依然として優柔不断に傍観をきめこみ、萎縮して前進しようとしぬいなら、これまたまったく誤りである。わが党が過去につきあつた大きな困難に比べるなら、今日の情勢は大いに異なっている。赤軍が長征を余儀なくされたときに敵味方の力関係がそれほどかけ離れていたあの困難も、われわれによつてことごとく克服されたのであるから、また、「文化大革命」の時期に林彪・江青反革命集団がのさばつていたあの混乱した局面も、われわれによつてすべて転換されたのであるから、今日、われわれの克服できないような困難が果たしてまだ存在するといえるだろうか。あふるるばかりの熱情を傾けて社会主義現代化建設の偉大な実践に身を投じ、大衆のなか

にとけこみ、実際のなかに深く入ることによつて、意気たからかに、道をきりひらいて進み、堅忍不拔の気力をもち、あくまで奮闘すること、これこそマルクス主義者が困難に対処する正しい態度であり、共産主義者が闘争のなかで新しい局面をきりひらく革命的風格である。

同志のみなさん！ 党の六十余年の歴史的経験がわれわれに物語るように、党が中国人民を指導してつぎつぎと偉大な勝利をかちとることができたのは、根本的には、マルクス主義の普遍的真理を中国革命の具体的実際に結びつけたからである。毛沢東同志とその他の古い世代のプロレタリア革命家のもつとも偉大な歴史的功績は、かれらがこの結合をみごとに実現したことにあつた。新しい歴史的時期に、中国というもともとと経済・文化の立ち遅れた国を現代化した社会主義強国に築きあげることが、人類の歴史上もつとも偉大な、創造的な事業の一つである。この事業で直面する多くの課題は、過去のマルクス主義者が提起も解決もしたことがなく、また、そうすることができなかったことである。この事業においては、われわれの隊列の内部に思想上、政治上、活動上であれこれの偏向が現われることもある。これは不思議なことでもなく、完全に避けるのも困難である。重要なことは、全党、わけても各級の党委員会が四つの基本原則を堅持し、十一期三中総以来の正しい路線を堅持すること、そして、「文化大革命」とそれ以前の誤つた理論、誤つた政策に立ちもどらうとする「左」の傾向にも反対すれば、四つの基本原則を疑

い、これを否定するブルジョアの自由化の右の傾向にも反対することである。われわれは、かならずやマルクス・レーニン主義と毛沢東思想の立場、観点、方法を断固としてうけつぎ、学びとり、各分野の実際に深く入り、調査研究を系統的におこなうとともに、誤った傾向にたいして正しい見地からの批判・教育と必要な闘争をおこなうことに長じなければならない。われわれが長期にわたってこの態度を堅持していくなら、新たな歴史的条件のもと、新しい偉大な実践のなかで、新しい経験をつみ、新しい理論をうちたて、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想をかならず前進させていくことができる。

同志のみなさん！ 今世紀の二十年代から数十年のあいだ、中国の共産主義の先駆者たち、中国人民のいく百万の栄えある革命戦士と烈士たちは、その命をささげて、勇敢にたたかい、中国の今日の局面をきりひらいてきた。この新しい時期に、われわれは、先輩烈士の遺志をうけつぎ、祖国の広びろとした大地において、かつて何人も手がけたことのない偉大な事業をやりとげようではないか。

わが党の幹部の隊列は、その闘争歴からみると、党創立の直後、土地革命の時期、抗日戦争と解放戦争の時期、建国以後というそれぞれの時期に革命に参加した四つの世代の人びとで構成されている。これは、われわれの事業が古い歴史と輝かしい未来をもつことを物語っている。われ

われの党の隊列は、滔々と流れて尽きることを知らぬあの長江のごとく、永遠に前進をつづけるであろう。われわれの代表大会は、政治面では新しい時期の党の方針と任務を確定し、組織面では新旧幹部の協力と交替を実現する大会として、また社会主義現代化建設の新たな局面を全面的にきりひらく大会として、党の歴史に書きしるされることであろう。

われわれの全党は、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想の偉大な旗じるしのもとに、さらにかたく団結しようではないか。わが党は全国各民族人民とさらにかたく団結し、各民主党派および国内国外のすべての愛国同胞とさらにかたく団結し、われわれの事業を支持する世界のすべてを国の進歩勢力および友好人士とさらにかたく団結して、心を一つにし、いかなる困難にもくじけず、勇敢に前進しようではないか。いかなる力も、われわれをはばむことはできない。勝利はかならずわれわれのものである！

〔注〕

① レーニンの「全ロシア中央執行委員会の会議」(「レーニン全集」第二十六巻)にみられる。

② マルクスの「経済学手稿(一八五七〜一八五八年)」(「マルクス・エンゲルス全集」

第四十六卷)にみられる。

- ⑧ 毛沢東の「実践論」(「毛沢東選集」第一巻)にみられる。
- ④ マルクス・エンゲルスの「ドイツ・イデオロギー」(「マルクス・エンゲルス全集」第三巻)にみられる。
- ⑤ 毛沢東の「新民主主義論」(「毛沢東選集」第二巻)にみられる。
- ⑥ レーニンの「古来の制度の破壊から新しい制度の創造へ」(「レーニン全集」第三十巻)にみられる。
- ⑦ 毛沢東の「偉大な社会主義国を建設するために奮闘しよう」(「毛沢東選集」第五巻)にみられる。
- ⑧ エンゲルスの「ポーランドについての演説」(「マルクス・エンゲルス全集」第四巻)にみられる。

中国共産党第十二回全国代表大会の

第十一期中央委員会の報告にかんする決議

(中国共産党第十二回全国代表大会で
一九八二年九月六日に採択)

中国共産党第十二回全国代表大会は、胡耀邦同志が党の第十一期中央委員会を代表しておこなった報告を承認することを決定した。大会は、十一期三中総いらいの路線、方針、政策が正しく、その活動もひじょうに成果をあげたと考える。大会は、報告で提起された、社会主義現代化建設の新たな局面を全面的にきりひらく正しい綱領と一連の方針、政策を、今後の党の諸活動の基本的根拠とみなすべきだと考える。

党の今回の代表大会から次回の代表大会にいたる五年間、全党は国の財政・経済状況の根本的好転、社会の気風の根本的好転、党風の根本的好転の実現につとめなければならない。そのためには、一連の重要措置をとらなければならないが、わけても大切なのは機構改革と経済体制の改

革を実行し、幹部の革命化、若年化、知識化、専門化を実現すること、社会主義的物質文明を建設するとともに、社会主義的精神文明を建設し、社会主義的民主を発展させ、社会主義的法秩序を強化すること、経済の分野とその他の分野のすべての重大経済犯罪活動に打撃をくわえること、党の作風と党の組織を整頓することである。大会は、全党の同志が第十二期中央委員会の指導のもとに、全国各民族人民を結集して、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想の偉大な旗じるしをかかげ、意気たからかに、堅忍不拔の意志力をもって、社会主義現代化建設の新たな局面を全面的にきりひらくため奮闘努力するよう呼びかける。

中国共産党規約

(中国共産党第十二回全国代表大会で
一九八二年九月六日に採択)

中国共産党規約

(中国共産党第十二回全国代表大会で
一九八二年九月六日に採択)

総綱

中国共産党は中国労働者階級の前衛であり、中国各民族人民の利益の忠実な代表であり、中国
社会主義事業の指導的の中核である。党の最終目的は、共産主義の社会制度の実現にある。

中国共産党はマルクス・レーニン主義、毛沢東思想をその行動の指針とする。

マルクスとエンゲルスは、弁証法的唯物論と史的唯物論を運用して資本主義社会の発展法則を
分析し、科学的な社会主義の理論を創造した。この理論にもとづけば、プロレタリアートによる革
命闘争の勝利をつうじて、ブルジョアジー独裁は必然的にプロレタリアート独裁にとって代わら
れ、資本主義社会は必然的に、生産手段を共有し、搾取を廃絶し、各人が能力に応じて働き、労
働に応じて分配をうける社会主義社会に改造される。そして社会主義社会は、生産力の大きな発

展と思想、政治、文化の大きな進歩をつうじて、究極的には、必然的に各人が能力に応じて働き、必要に応じて分配をうける共産主義社会に発展する。二〇世紀にはいつてのち、レーニンは、資本主義がすでに帝国主義の段階に発展したため、プロレタリアートの解放闘争は必然的に全世界の被抑圧民族の解放闘争と結びつき、まず帝国主義支配の弱一環で社会主義革命の勝利をかちとる可能性がある、と指摘した。この半世紀あまりの世界史の過程、とりわけ一部の国における社会主義制度の樹立と発展は、科学的社会主義の理論の正しさを立証している。

社会主義制度の発展と充実は、長期にわたる歴史的過程である。根本的にいえば、社会主義制度は、資本主義制度それ自体では克服できない固有の矛盾をとりのぞき、資本主義制度とは比較にならない優位性を有している。社会主義では、人民が真に国の主人公となり、搾取制度と生産手段の私有制によつてもたらされた古い思想、古い習慣から日ごとに脱却し、共産主義的自覚を日ましに高め、共通の理想、共通の道徳、共通の規律を日ましに形成する。社会主義は、人民の積極性と創意性を十分に發揮させ、計画的に、つり合いをとつて、速いテンポで社会的生産力を發展させ、社会の構成員の日ましに増大する物質・文化面の生活の必要を満たすのである。社会主義事業は發展しており、かならずや各国人民がその意志によつて選んだ、自国の特徴に合致した道をつうじて、一步一步と全世界で勝利をかちとるであろう。

毛沢東同志を主要な代表とする中国の共産主義者は、マルクス・レーニン主義の普遍的原理を中国革命の具体的実践に結びつけて、毛沢東思想を創造した。毛沢東思想は、マルクス・レーニン主義の中国における運用と發展であり、実践によつて立証された、中国の革命と建設についての正しい理論の原則と經驗の総括であり、中国共産党の集団的な英知の結晶である。

中国共産党は全国各民族人民を指導して、帝国主義・封建主義・官僚資本主義に反対する長期の革命闘争を経て、新民主主義革命の勝利をかちとり、人民民主主義独裁の中華人民共和国をうちたてるとともに、建国後も、社会主義的改造を順調にすすめ、新民主主義から社会主義への移行を達成して、社会主義制度を確立し、社会主義の経済、政治と文化を發展させてきた。

階級としての搾取階級が消滅したのち、わが国の社会に存在する矛盾はその大部分が階級闘争の性格を帯びず、階級闘争はもはや主要な矛盾ではなくなった。国内的要因と国際的影響によつて、階級闘争はなお一定の範囲で長期にわたつて存在し、ある種の条件のもとでは激化することもありうる。わが国の社会の主要な矛盾は、人民の日ましに増大する物質・文化面の必要と立ちおくれた社会的生産とのあいだの矛盾である。その他の矛盾は、この主要な矛盾の解決とあわせて解決すべきである。敵味方のあいだの矛盾と人民内部の矛盾という性質の異なつた二種類の矛盾を嚴格に区別し、正しく処理しなければならない。

現段階における中国共産党の全般的任務は、全国各民族人民を結集し、自力更生、刻苦奮闘して、工業、農業、国防、科学技術の現代化を逐次実現し、わが国を高度の文明と高度の民主をそなえた社会主義国に築きあげることである。

中国共産党の活動の重点は、全国各民族人民を指導して、社会主義現代化の経済建設をすすめることにある。社会的生産力を大いに発展させ、しかも生産力の現実の水準と発展の要求にもとづいて、社会主義の生産関係を逐次完全なものにしていかなければならない。生産の発展と社会の富の増大をふまえて、都市と農村の人民の物質・文化面の生活水準を逐次高めていかなければならない。

中国共産党は人民を指導して、高度の物質文明を建設するとともに、高度の社会主義的精神文明をも建設する。教育・科学・文化事業の発展に大きな力をいれ、共産主義の思想で党員と人民大衆を教育し、腐敗したブルジョア思想、残存する封建思想やその他の非プロレタリア思想を排除、克服して、わが国人民が理想、道徳、教養、規律のある人民となるよう努力しなければならない。中国共産党は人民を指導して、社会主義的民主を発展させ、社会主義的法秩序の健全化をはかり、人民民主主義独裁を強固なものにしていく。国政と社会の事柄を管理し、経済と文化事業を管理する人民の権利を確実に保障し、わが国社会主義制度を破壊しようとする敵対分子や

社会の安全にゆゆしい危害をもたらす者に断固たる打撃をあたえなければならない。人民解放軍の建設を強化し国防を強固にするよう努めて、侵入する敵を迎撃、殲滅する準備をつねにとのえていなければならない。

中国共産党は国内各民族の平等、団結、相互援助の関係をまもり、発展させ、民族区域自治政策の実行を堅持し、各少数民族地区の経済・文化の発展を援助し、積極的に少数民族の幹部を育成、選抜しなければならない。

中国共産党は全国各民族の労働者、農民、知識分子と団結し、各民主党派、無党派の民主人士、各民族の愛国的勢力と団結して、すべての社会主義的勤労者、社会主義を支持する愛国者、祖国の統一を支持する愛国者からなるもつとも広範な愛国的統一戦線をいっそう発展させ、これを拡大する。台湾同胞、香港・澳門同胞および海外の華僑同胞をふくむ全国人民とともに、祖国統一の大業を達成しなければならない。

国際関係にたいする中国共産党の基本的な立場は、つぎのとおりである。プロレタリア国際主義を堅持し、全世界のプロレタリアート、被抑圧民族、被抑圧人民および平和を愛し正義を主張するすべての組織と人士との団結を堅持して、ともに帝国主義、覇権主義、植民地主義に反対し、世界の平和をまもり、人類の進歩を促進する。主権と領土保全の相互尊重、相互不可侵、相

互内政不干渉、平等互恵、平和共存の五原則をふまえて、わが国と世界各国との関係を発展させる。マルクス主義の基礎のうえに、独立自主、完全平等、相互尊重、内部問題の相互不干渉の原則にもとづいて、わが党と各国の共産党およびその他の労働者階級の政党との関係を発展させる。

中国共産党が全国各民族人民を指導して社会主義現代化の壮大な目標を実現するには、党の建設を強化し、党のすぐれた伝統を發揚し、党の戦闘力を高め、つぎの三つの基本的要求を断固実現しなければならぬ。

第一、思想面、政治面で高度の一致をたもつこと。中国共産党は共産主義の実現をその最高綱領とするもので、すべての共産黨員はかならずこのために終生奮闘しなければならない。現段階においては、社会主義の道を堅持し、人民民主主義独裁を堅持し、党の指導を堅持し、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想を堅持し、力を集中して社会主義現代化の建設をすすめることが、全党の団結、統一の政治的基礎である。党の思想路線は、なにことも実際から出發し、理論と實際を結びつけ、実事求是の態度をとり、実践のなかで真理を検証し真理を發展させることである。全党は、かならずこの思想路線にもとづいて歴史的經驗を科学的に總括し、現実の状況を調査、研究し、国内や国際関係のなかで提起される新しい問題を解決し、「左」と右の誤った

いつさいの傾向に反対しなければならない。

第二、誠心誠意人民に奉仕すること。党には、労働者階級ともっとも広範な人民大衆の利益以外に、自己の特殊な利益がない。党の綱領と政策は、まさに労働者階級ともっとも広範な人民大衆の根本的利益を科学的に表現したものである。党は、大衆を指導して共産主義理想の実現のために奮闘する全過程において終始大衆と苦楽をともにし、もっとも密接なつながりをたもつものであり、いかなる黨員も大衆から遊離し、大衆の頭上に君臨することは許されない。党は、共産主義思想によって大衆を教育することを堅持するとともに、自己の活動においては、大衆路線を實行し、なにことも大衆のために、なにことも大衆に依拠し、党の正しい主張を大衆の意識的な行動に変えていかななければならない。

第三、民主集中制を堅持すること。党内で民主を十分に發揚し、民主の基礎のうえに高度の集中を實行し、組織性と規律性をつよめて、全党の行動の一致を保証し、党の決定が迅速かつ効果的に貫徹されるよう保証する。党は、自己の政治生活のなかで批判と自己批判を正しくくりひろげ、原則的な問題において思想闘争をすすめる、真理を堅持し、誤りを是正する。党の規律の前では誰もが平等であるという原則を實行し、規律に違反した黨員にはしかるべき批判あるいは処分をくわえ、かたくなに党に反対し、党に危害をもたらす者を党から一掃しなければならない。

党の指導は主として政治面、思想面と組織面の指導である。党は正しい路線、方針と政策を制定、実行し、党の組織活動と宣伝教育活動をりっぱにおこない、全党員にあらゆる活動と社会生活における前衛としての模範的役割を發揮させなければならぬ。党はかならず憲法と法律の範疇内で活動しなければならない。党はかならず国の立法・司法・行政機関、経済・文化組織と人民団体が積極的かつ主動的に、独自に責任をもって、一致協力して活動できるよう保証しなければならない。党はかならず労働組合、共産主義青年団、婦女連合会などの大衆組織にたいする指導を強化し、その役割を十分に發揮させなければならない。共産黨員は、全国人口の少数を占めるにすぎず、最終的に共産主義を実現するまで、かならず党外の大衆と緊密に協力し、ともに社会主義祖国が日ましに繁栄し、強大になるよう促さなければならない。

第一章 党 員

第一条 満十八歳に達した中国の労働者、農民、軍人、知識分子およびその他の革命者で、党の綱領と規約を認め、党の一つの組織に参加し、そのなかで積極的に活動し、党の決議を実行し、期限どおりに党費をおさめることを希望する者は、中国共産党への加入を申請することができる。

第二条 中国共産党の黨員は、中国労働者階級の共産主義的自覚をもつ前衛戦士である。

中国共産党の黨員は、かならず誠心誠意人民に奉仕し、個人のすべてを犠牲にするのをかえりみず、共産主義の実現のために終生奮闘しなければならない。

中国共産党の黨員は、永遠に勤労人民の普通の一員である。制度と政策に規定される範囲内の個人の利益と職務上の権限以外に、すべての共産黨員は、いかなる私的利益と特権も求めてはならない。

第三条 黨員は、つぎの義務を履行しなければならない。

(一) 真剣にマルクス・レーニン主義、毛沢東思想を学習し、党の基本知識および党の路線、方針、政策と決議を学習し、科学、文化と業務を学習すること。

(二) あくまで党と人民の利益を最高におき、個人の利益を党と人民の利益にしたがわせ、人に先だつて苦勞し、人におかれて楽しみ、己れを抑えて公に奉仕し、絶対に、公にかこつけて私腹をこやし、公を損ねて私利をはかるようなことがあつてはならないこと。

(三) うまずたゆまず党の決定を実行し、組織の配置に服従し、積極的に党の任務を完遂し、自覚をもって党の規律と国家の法律を遵守し、党と国家の機密を厳守し、党と国家の利益を断固としてまもること。

(四) 党の団結と統一をまもり、断固として、派閥性に反対し、すべての分派組織と小集团的活動に反対し、一面従腹背の二面派的行為とすべての陰謀詭計に反対すること。

(五) 党にたいして忠誠かつ誠実であり、言行一致し、自己の政治観点をかくしたり、事実の真相をゆがめたりしないこと、また、批判と自己批判を確実にくりひろげ、仕事のうえでの欠点や誤りを勇敢に摘発、是正し、善人・善行を支持し、悪人・悪事に反対すること。

(六) 大衆と密接なつながりをたもち、大衆に党の主張を宣伝し、事あるごとに大衆と相談し、大衆の意見と要求に虚心に耳をかたむけるとともに、遅滞なくこれを党に伝え、大衆が自覚を高めるのを援助し、大衆の正当な権利と利益をまもること。

(七) 生産、仕事、学習と社会生活のなかで前衛としての模範的役割を果たし、率先して社会の秩序をまもり、社会主義の新しい気風を発揚し、共産主義の道徳を提唱すること。

(八) 祖国と人民の利益をまもるために、あらゆる困難と危険に臨んでは、身を挺して勇敢にたたかい、一に苦しみをおそれず、二に死をおそれぬ精神を発揚すること。

第四条 党員にはつぎの権利がある。

(一) 党の関係ある会議に参加し、党の関係ある文書を読誦し、党の育成と訓練をうけること。

(二) 党の会議または党の新聞・雑誌で、党の政策問題についての討議に参加すること。

(三) 党の活動について提案および発議を提出すること。

(四) 党のいかなる組織、いかなる党員についても、党の会議で根拠のある批判をくわえ、党のいかなる組織、いかなる党員の規律・法律に背いた事実についても、責任をもって党に摘発、告発し、規律・法律に背く党員の処分を要求し、職務に不適任である幹部の罷免あるいは更迭を要求すること。

(五) 表決権、選挙権を行使し、被選挙権をもつこと。

(六) 党組織が党員にたいする規律処分を討議、決定するか、評定をおこなう場合、本人は会議に出席し、弁明する権利をもち、その他の党員はそのための証言と弁護ができること。

(七) 党の決議と政策にたいして異議がある場合、その決議と政策を断固実行する前提のもとで、自己の意見の留保を声明でき、また党の上級組織、さらには中央にまで、それを提出できること。

(八) 党の上級組織、さらには中央にまで、要求、訴願と告訴を提出し、また関係ある組織に責任ある返答を要求すること。

党のいかなる段階の組織、さらには中央にも、すべて党員の上述の権利を剝奪する権限はな

い。

第五条 党員を拡大するさいには、かならず党の支部を経て、個個に吸収する原則を堅持しなければならぬ。いかなる方式によっても、党員の条件をそなえていない者を党内に引き入れることは許されないし、また党員の条件をそなえた者の入党を拒んではならぬ。

入党を申請する者は、入党志願書に記入し、正式党員二名の推薦をうけ、支部大会での可決と上級の党組織の承認を経なければならず、そのうえで予備期間の査察を経て、はじめて正式党員になることができる。

推薦者は申請者の思想、品性と経歴を真剣に掌握し、申請者に党の綱領と党の規約について解説し、党員の条件、義務と権利を説明し、また党組織にたいして責任ある報告をおこなう必要がある。

党の支部委員会は、入党申請者について、党内党外の関係ある大衆から意見を求めることに意をそそぎ、厳密な審査をおこなって適格と認められたのちに、支部大会の討議にかけなければならない。

上級の党組織は、申請者の入党を承認するにさきだち、担当者を指定して本人と面談させ、一歩すすんで状況を掌握するとともに、入党申請者の党にたいする認識を高めるのを援助しなければならぬ。

特殊な状況のもとでは、党の中央と省、自治区、直轄市の委員会は、党員を直接吸収する権限をもつ。

第六条 予備党員はかならず党旗に向かって、入党宣誓をおこなわなければならない。誓詞はつぎのとおりである——わたくしは、中国共産党に加入することを志願し、党の綱領を擁護し、党の規約を遵守し、党員の義務を履行し、党の決定を実行し、党の規律を厳守し、党の機密をまもり、党に忠誠をつくし、積極的に活動をすすめる、共産主義のために終生奮闘し、いつでも党と人民のためにすべてを犠牲にする用意があり、永遠に党を裏切るようなことをしない。

第七条 予備党員の予備期間は一年とする。党組織は予備党員にたいし、真剣に教育と査察をおこなうべきである。

予備党員の義務は正式党員と同じである。予備党員の権利は、表決権、選挙権、被選挙権を有しないほか、正式党員と同じである。

予備党員の予備期間がおわれば、党の支部は、予備党員が正式党員となりうるかどうかについて遅滞なく討議すべきである。党員の義務を真剣に履行し、党員の条件をそなえた者にたいしては、規定された時期に正式党員とすべきである。ひきつづき査察し、教育する必要のある者にたいしては、その予備期間を延長することができる。ただし一年をこえてはならない。党員の義務

を履行せず、たしかに党員の条件をそなえていない者にたいしては、予備党員の資格をとりけすべきである。予備党員から正式党員になる場合、または予備期間を延長する場合、あるいは予備党員の資格をとりけす場合は、いずれも支部大会で討議、可決し、上級の党組織の承認を経なければならぬ。

予備党員の予備期間は、支部大会が予備党員にすることを可決した日から起算する。党員の党歴は、予備期間をおえて正式党員になった日から起算する。

第八条 すべての党員は、職務の高低をとわず、かならず党の一つの支部、一つの班あるいはその他の特定組織に編入されて、党の組織生活に参加し、党内党外の大衆からの監督をうけなければならぬ。党の組織生活に参加せず、党内党外の大衆からの監督をうけないかなる特殊党員の存在も許されない。

第九条 党員には離党の自由がある。党員が離党を要求する場合、支部大会で討議にかけたのち除籍するとともに、上級の党組織に報告して記録に留める。

党員で革命の意志に欠け、党員としての義務を履行せず、党員の条件に合致せず、度重なる教育を経てもなお立ちなおらない者にたいしては、離党を勧告すべきである。党員にたいする離党の勧告は、支部大会で討議、決定するとともに、上級の党組織に報告し、その承認を得なければ

ならない。もし離党の勧告をうけた党員があくまで離党しない場合には、支部大会にかけて討議し、期限付で誤りを是正させるか除籍を公布するかを決定するとともに、上級の党組織に報告し、その承認を得なければならぬ。

党員で正当な理由もなく、六ヵ月にわたって、党の組織生活に参加せず、または党費をおさめず、あるいは党のあたえた仕事をしない者は、党から自動的に離脱したものと認める。支部大会は、このような党員の除籍を決定するとともに、上級の党組織に報告し、その承認を得なければならぬ。

第二章 党の組織制度

第十条 党は、みずからの綱領と規約にもとづき、民主集中制によって組織された統一団体である。党は、高度の民主の基礎のうえに高度の集中を實行する。党の民主集中制の基本原則は、つぎのとおりである。

(一) 党員個人は党の組織に服従し、少数は多数に服従し、下級組織は上級組織に服従し、全党のあらゆる組織とすべての党員は党の全国代表大会と中央委員会に服従する。

(二) 党の各級指導機関は、それらが派出した代表機関および党外組織における党グループを

除き、いずれも選挙によって生みだされる。

(三) 党の最高指導機関は、党の全国代表大会とそれによって選出された中央委員会である。党の地方各級指導機関は、党の地方各級代表大会とそれらによって選出された委員会である。党の各級委員会は、同級の代表大会にたいして責任を負うとともに、その活動を報告する。

(四) 党の上級組織は、つねに下級組織と黨員大衆の意見に耳をかたむけ、かれらの提出する問題を遅滞なく解決しなければならない。党の下級組織は、上級組織に指示をあおぎ、その活動を報告しなければならないし、また独自に責任をもって自己の職責範囲内の問題を解決しなければならない。上級組織と下級組織のあいだでは、たがいに情報を知らせあい、支持しあい、監督しあうようにしなければならない。

(五) 党の各級委員会は、集団指導と個人分担責任制とを結びつける制度を实行する。およそ重大な問題は、すべて党委員会での民主的討議によって決定されなければならない。

(六) 党は、いかなる形態の個人崇拜をも禁止する。党の指導者の活動が党と人民の監督のもとに置かれるとともに、党と人民の利益を代表するすべての指導者の威信がまもられるよう保証しなければならない。

第十一条 党の各級代表大会の代表と委員会の選出は、選挙人の意志を具現するものでなければならぬ。

ばならない。選挙は、無記名投票の方式をとる。候補者名簿は、党組織と選挙人による十分な準備と討議がなされなければならない。予備選挙を経て、候補者名簿をつくつたのうち、正式の選挙をおこなってもよいし、また予備選挙を経ず、候補者数が選出者数より多い方法で選挙をおこなってもよい。選挙人は、候補者の状況を知り、候補者の変更を要求し、いずれの候補者をも選挙せず、また、他の者を選挙する権利をもつ。いかなる組織と個人も、いかなる方式にせよ、選挙人に特定の者を選挙し、もしくは選挙しないように強制してはならない。

党の地方各級代表大会の選挙において、もし党規約に違反する状況がおこった場合には、一級上の党委員会は調査、確認ののち、選挙の無効とそれに応じた措置をとる決定をおこなうとともに、さらに一級上の党委員会に報告し、その審査と承認を得て、正式に実行を宣告すべきである。

第十二条 党の県段階および県段階以上の委員会は、必要がある場合には、代表会議を招集して、遅滞なく解決を必要とする重大問題を討議、決定することができる。代表会議の代表の定数とその選出方法は、代表会議を招集する委員会によって決定される。

第十三条 およそ党組織の新設、または既存の党組織の廃止は、かならず上級の党組織によって決定されなければならない。

党の県段階および県段階以上の委員会は、代表機関を派出することができる。

党の地方各級代表大会の閉会中、上級の党組織は、必要と認める場合、下級の党組織の責任者を転勤させ、または派遣することができる。

第十四条 党の各級指導機関は、下級組織と関係ある重要な問題について決定をおこなう場合、一般的な状況のもとでは、下級組織の意見を求めなければならない。下級組織の正常な職権行使を保証しなければならない。およそ下級組織の処理すべき問題については、特殊な状況がないかぎり、上級の指導機関はこれに干与してはならない。

第十五条 全国的な性格をもった重大な政策問題については、党中央のみが決定する権限をもち、各部門、各地方の党組織は中央に提案することができるが、勝手に決定をくだしたり、党外に主張を發表したりしてはならない。

党の下級組織は、かならず上級組織の決定を断固実行しなければならない。下級組織は、もし上級組織の決定がその地区、その部門の実際状況にあわないと認めた場合、変更を求めることができる。もし上級組織が依然としてその決定を固持する場合、下級組織は、かならずその決定を実行すべきであって、異なる意見は公然と發表してはならない。ただしさらに一級上の党組織に報告する権利をもつ。

党の各級組織の新聞・雑誌とその他の宣伝手段は、かならず党の路線、方針、政策と決議を宣

伝しなければならない。

第十六条 党組織は、問題を討議、決定する場合、かならず少数が多数に服従する原則を実行しなければならない。少数者の異なる意見にたいしては、真剣に考慮をあらうべきである。もし、重要な問題について争論がおこり、双方の人数が接近している場合には、緊急状況のもとで多数の意見にしたがって実行しなければならないとき以外は、決定をくだすことを見合わせ、一歩すすんで調査研究をおこない、意見を交換して、次回に再討議すべきである。もし依然として決定をくだすことができない場合は、その争論の状況を上級組織に報告し、決裁をおくべきである。

党员個人が党組織を代表して重要な主張を發表するさい、もしそれが党のすでおこなった決定の範囲をこえる場合には、所属する党組織がそれを討議にかけて決定するか、または上級の党組織の指示をおがなければならない。いかなる党员も、その職務の高低をとわず、個人で重大問題を決定してはならない。もし緊急状況のもとで個人が決定をくださなければならない場合には、事後すみやかに党組織に報告しなければならない。いかなる指導者であっても、個人が独断専行したり、個人を組織の上に君臨させたりすることは許されない。

第十七条 党の中央、地方と基層組織はすべて、かならず党の建設を重視し、党の宣伝活動、

教育活動、組織活動、規律点検活動、大衆活動、統一戦線の活動などについてつねに討議、点検し、党内党外の思想・政治状況の検討に意をそそがなければならぬ。

第三章 党の中央組織

第十八条 党の全国代表大会は、五年ごとに一回ひらかれ、中央委員会がこれを招集する。中央委員会が必要と認めるか、あるいは三分の一以上の省段階の組織が要求を提出した場合、全国代表大会を繰り上げてひらくことができる。非常の場合をのぞき、繰り延べてひらくことはできない。

全国代表大会の代表の定数とその選出方法は、中央委員会によって決定される。

第十九条 党の全国代表大会の職権は、つぎのとおりである。

- (一) 中央委員会の報告を聴取し、審議する。
- (二) 中央顧問委員会、中央規律検査委員会の報告を聴取し、審議する。
- (三) 党の重大問題を討議し、決定する。
- (四) 党の規約を改正する。
- (五) 中央委員会を選出する。

(六) 中央顧問委員会と中央規律検査委員会を選出する。

第二十条 党の中央委員会の任期は、毎期五年とする。もし全国代表大会が繰り上げ、もしくは繰り延べてひらかれた場合、その任期はそれに応じて変更される。中央委員会の委員と委員候補は、五年以上の党歴をもっていなければならない。中央委員会の委員と委員候補の定数は、全国代表大会がこれを定める。中央委員会の委員に欠員が生じた場合は、中央委員会の委員候補のなかから、得票数にもとづき順次これを補う。

中央委員会総会は、中央政治局によって招集され、毎年少なくとも一回ひらかれる。

中央委員会は、全国代表大会の閉会中、全国代表大会の決議を履行し、党の活動全般を指導し、対外的に中国共産党を代表する。

第二十一条 党の中央政治局、中央政治局常務委員会、中央書記処と中央委員会総書記は、中央委員会総会がこれを選挙する。中央委員会総書記は、かならず中央政治局常務委員会の委員のなかから選出されなければならない。

中央政治局とその常務委員会は、中央委員会総会の閉会中、中央委員会の職権を行使する。中央書記処は、中央政治局とその常務委員会の指導のもとに、中央の日常活動を処理する。中央委員会総書記は、中央政治局会議と中央政治局常務委員会会議を責任をもって招集し、ま

た中央書記処の活動を主宰する。

党の中央軍事委員会の構成員は、中央委員会によって決定される。中央軍事委員会主席は、かならず中央政治局常務委員会の委員のなから選出されなければならない。

毎期の中央委員会によって選出された中央の指導機構および中央の指導者は、次期の中央委員会が新しい中央の指導機構および中央の指導者を選出するまでは、次期の全国代表大会の開会中においても、ひきつづき党の日常活動を主宰する。

第二十二條 党の中央顧問委員会は、中央委員会の政治面における助手であり、参謀である。中央顧問委員会の委員は、四十年以上の党歴をもち、党にしかるべき貢献をなし、豊富な指導活動の経験をそなえ、党内党外において信望が厚い者でなければならない。

中央顧問委員会の毎期の任期は、中央委員会と同じである。その常務委員会および主任、副主任は、中央顧問委員会総会が選出し、党の中央委員会に報告し、その承認を得る。中央顧問委員会の主任は、かならず中央政治局常務委員会の委員のなから選出されなければならない。中央顧問委員会の委員は、中央委員会総会に列席することができる。その副主任は、中央政治局総会に列席することができる。中央政治局が必要と認めた場合、中央顧問委員会の常務委員も中央政治局総会に列席することができる。

中央顧問委員会は、中央委員会の指導のもとに活動をすすめる、党の方針、政策の制定と実行について提案し、諮問をうける。中央委員会に協力して、一部の重要な問題を調査し、処理する。党内党外において、党の重要な方針、政策を宣伝する。また、中央委員会から委託されたその他の任務を担う。

第二十三條 中国人民解放軍の党組織は、中央委員会の指示にもとづいて活動をすすめる。中国人民解放軍総政治部は、中央軍事委員会の政治工作機関であり、軍隊における党の活動と政治活動の管理に責任をもつ。軍隊における党の組織の体制と機構は、中央軍事委員会がこれを規定する。

第四章 党の地方組織

第二十四條 党の省、自治区、直轄市、区を設けている市と自治州の代表大会は、五年ごとに一回ひらかれる。

党の県（旗）、自治県、区を設けていない市と市の直轄区の代表大会は、三年ごとに一回ひらかれる。

党の地方各級代表大会は、同級の党委員会によって招集される。特殊な状況のもとでは、一級

上の委員会の承認を経て、それを繰り上げ、もしくは繰り延べてひらくことができる。

党の地方各級代表大会の代表の定数とその選出方法は、同級の党委員会がこれを決定するとともに、一級上の党委員会に報告し、その承認を得る。

第二十五条 党の地方各級代表大会の職権は、つぎのとおりである。

- (一) 同級の委員会の報告を聴取し、審議する。
- (二) 同級の規律検査委員会の報告を聴取し、審議する。
- (三) 当該地区範囲内の重大問題を討議し、決議を採択する。
- (四) 同級の党の委員会を選出し、同級の党の規律検査委員会を選出し、上級の党の代表大会に出席する代表を選出する。

党の省、自治区、直轄市の代表大会は、同級の党の顧問委員会を選出し、その報告を聴取し、審議する。

第二十六条 党の省、自治区、直轄市、区を設けている市と自治州の委員会は、その任期を毎期五年とする。これらの委員会の委員と委員候補は、五年以上の党歴をもっていなければならない。

党の県（旗）、自治県、区を設けていない市と市の直轄区の委員会は、その任期を毎期三年と

する。これらの委員会の委員と委員候補は、三年以上の党歴をもっていなければならない。

もし党の地方各級代表大会が繰り上げ、もしくは繰り延べてひらかれた場合、その選出された委員会の任期は、それに応じて変更される。

党の地方各級委員会の委員と委員候補の定数は、それぞれ一級上の委員会がこれを定める。党の地方各級委員会の委員に欠員が生じた場合は、委員候補のなかから、得票数にもとづき順次これを補う。

党の地方各級委員会の総会は、毎年少なくとも一回ひらかれる。

党の地方各級委員会は、代表大会の閉会中、上級の党組織の指示と同級の党代表大会の決議を執行し、当該地方の活動を指導し、上級の党委員会に定期的に活動を報告する。

第二十七条 党の地方各級委員会の総会は、常務委員会および書記、副書記を選出し、上級の党委員会にそれぞれ報告してその承認を得る。党の地方各級常務委員会は、委員会総会の閉会中、委員会の職権を行使し、新しい常務委員会が選出されるまでは、次期の代表大会の閉会中において、ひきつづき日常活動を主宰する。

第二十八条 党の省、自治区、直轄市の顧問委員会は、同級の党委員会の政治面における助手であり、参謀であって、同級の党委員会の指導のもとに、本規約第二十二条の関連規定を参照し

て活動をすすめる。その成員の条件については、同級の党委員会が本規約第二十二條の関連規定を参照するとともに、当該地方の実際状況にもとづいて規定する。その毎期の任期は、同級の党委員会と同じである。

省、自治区、直轄市の顧問委員会の常務委員会および主任、副主任は、その総会が選出し、同級の党委員会の可決を経て、中央委員会に報告し、その承認を得る。その成員は、同級の党委員会総会に列席することができ、主任、副主任は同級の党の常務委員会の会議に列席することができる。

第二十九條 党の地区委員会および地区委員会に相当する組織は、いくつかの県、自治県、市の範囲における党の省、自治区委員会の派出した代表機関である。それは、省、自治区委員会の授けた権限にもとづいて、当該地区の活動を指導する。

第五章 党の基層組織

第三十條 工場、商店、商店、学校、機関、町内、人民公社、合作社、農場、郷、鎮、人民解放軍の中隊およびその他の基層単位で、およそ正式の黨員が三名以上いるところには、すべて党の基層組織をつくるべきである。

党の基層組織は、活動の必要と黨員数に応じ、上級の党組織の承認を経て、党の基層委員会、総支部委員会、支部委員会をそれぞれ設ける。基層委員会は、黨員大会もしくは代表大会によって選出され、総支部委員会および支部委員会は、黨員大会によって選出される。

第三十一條 委員会を設けている基層組織の黨員大会もしくは代表大会は、ふつう、毎年一回ひらかれる。総支部の黨員大会は、ふつう、毎年二回ひらかれる。支部の黨員大会は、ふつう、三カ月に一回ひらかれる。

基層委員会は、その任期を毎期三年とし、総支部委員会、支部委員会は、その任期を毎期二年とする。基層委員会、総支部委員会、支部委員会の選出した書記、副書記は、上級の党組織に報告し、その承認を得なければならぬ。

第三十二條 党の基層組織は、社会の基層組織における党の戦闘的なとりである。その基本的任務はつぎのとおりである。

(一) 党の路線、方針、政策を宣伝、実行し、党中央、上級組織ならびに当該組織の決議を宣伝、実行し、黨員の前衛としての模範的役割を十分に發揮させ、党内党外の幹部と大衆を結集、組織して、当該部門の担うべき任務の完遂に努力する。

(二) 黨員を組織して、真剣にマルクス・レーニン主義、毛沢東思想を学習し、党の基本知識

と党の路線、方針、政策を学習し、科学、文化と業務を学習する。

(三) 党員にたいする教育、管理をおこない、党の組織生活を厳格にし、党員が確実に義務を履行し、規律を遵守するのを監督し、党員の権利が侵されないよう保障する。

(四) 大衆と密接に結びつき、党員と党の活動にたいする大衆の批判や意見につねに耳をかたむけ、大衆と専門家の知識および合理化提案を尊重し、大衆の正当な権利と利益をまもり、その物質・文化面の生活の改善に関心をよせ、援助をあたえ、大衆の思想・政治工作をりっぱにおこない、その自覚を高める。大衆のあいだの誤った意見とよくない気風にたいしては、妥当な方法でこれを是正しなければならず、大衆のあいだの矛盾にたいしては、これを適切に処理しなければならぬ。

(五) 党員と大衆の積極性と創意性を十分に發揮させ、かれらのうちの先進的人物および社会主義事業が必要とするその他の人材を発見し、かれらが活動を改善し革新と創造をおこなうよう激励し、支持する。

(六) 党員を吸収し、党費を徴収し、党員を審査、評定し、党員のうちの模範的事績を表彰し、党の規律をまもり、実行する。

(七) 批判と自己批判をくりひろげ、活動のなかでの欠点と誤りを摘発し、それを是正する。

国家の法律・行政規律を厳格に遵守し、国家の財政経済規律と人事制度を厳格に遵守し、国家、集団と大衆の利益を侵さぬよう党員幹部とその他すべての公職要員を教育、監督する。当該部門の財務会計要員と法を執行するさまざまな専門要員が法を執行する身でありながら法を犯すことのないよう監督するとともに、侵害、報復をうけることなく、法にもとづいて独自にその職権を行使することができるよう保証する。

(八) 党員と大衆にたいして、革命的警戒心を高めて反革命分子およびその他破壊分子の犯罪活動と断固闘争するよう教育する。

第三十三条 企業・事業体における党の基層委員会および基層委員会を設けていない総支部委員会あるいは支部委員会は、当該部門の活動を指導する。これらの党の基層組織は、重大な原則的問題についての討議、決定をおこない、同時に、行政責任者が自己の職権を十分に行使できるように保証すべきであって、その仕事を一手に代行してはならない。基層委員会の指導下にある総支部委員会と支部委員会は、特殊な状況を除き、もっぱら当該部門の生産任務と業務活動が的確に完遂できるように保証と監督の役割を果たす。

各級の党・政府機関における党の基層組織は、当該部門の業務活動を指導しない。これらの基層組織は、行政責任者をふくむ党員一人ひとりの党の路線、方針、政策の貫徹、規律・法律の遵

守、大衆との結びつき、および党員の思想、作風、道徳・品性などの面の状況について監督し、行政指導部が仕事を改善し、効率を上げ、官僚主義を克服するのを助けるとともに、機関の業務上の欠点や問題について知りえた内容を、行政責任者に通知するか、あるいは党の上級組織に報告すべきである。

第六章 党の幹部

第三十四条 党の幹部は党の事業の骨幹であり、人民の公僕である。党は、才徳兼備の原則にのっとりて幹部を選抜し、任用は賢のみによることを堅持し、任用は縁故のみによることに反対し、また幹部隊列の革命化、若年化、知識化と専門化の実現に努めることが要求される。

党の幹部は、かならず党の育成・訓練をうけ、党の査察と考課をうけなければならない。

党は、女性幹部と少数民族幹部の育成、選抜を重視すべきである。

第三十五条 党の各級の指導的幹部は、かならず本規約第三条に規定された党員の義務の各箇条を模範的に履行するとともに、つぎの基本的条件をそなえていなければならない。

(一) マルクス・レーニン主義、毛沢東思想の一定の理論的、政策的水準をそなえ、社会主義の道を堅持して、社会主義を破壊する敵対勢力とたたかい、党内党外のさまざまな誤った傾向と

たたかうことができること。

(二) 自己の指導する活動のなかで、真剣に調査・研究をおこない、あくまで実際から出発し、党の路線、方針と政策を正しく実行すること。

(三) 旺盛な革命的使命感と政治的責任感をもち、指導的活動の任にたえうる組織能力、文化教養水準および専門知識をそなえること。

(四) 民主的な作風をそなえ、大衆と密接なつながりをたもち、党の大衆路線を正しく実行し、党と大衆の批判と監督を意識的にうけいれ、官僚主義に反対すること。

(五) 自己の職権を正しく行使し、党と国家の制度を遵守、擁護し、職権の濫用、私利の追求といった、いかなる行為ともたたかうこと。

(六) 党の原則を堅持する基礎のうえに、自己と異なった意見をもつ同志との団結をふくめて、広範な同志とつばに団結し、ともに仕事をおこなうこと。

第三十六条 党員幹部は、非党員幹部と協力して仕事をともにすることに長じ、かれらを尊重し、謙虚にその長所に学ばなければならない。

党の各級組織は真の才能と学問をそなえた非党員幹部を発見し、指導的地位に推薦することに長じ、かれらが職務に応じた権限をもち、その役割を十分に發揮することができるよう保証し

なければならぬ。

第三十七条 党の各級の指導的幹部は、民主的選挙によって選出されたものであろうと、指導機関によって任命されたものであろうと、その職務はすべて終身的ではなく、これを異動もしくは罷免することができる。

年齢と健康状態のためみきつづき仕事を担任するのに適しない幹部は、国家の規定にもとづき、離職休養するか、もしくは退職休養すべきである。

第七章 党の規律

第三十八条 共産党員は、自覚をもって党の規律による拘束をうけなければならない。

党の規律に違反した党員にたいしては、党組織は、前の誤りを後のいましめとし、病をなおして人を救うという精神にもとづき、誤りの性質および情状の軽重に応じてこれを批判、教育し、ひいては規律処分を付すべきである。

行政規律、国家の法律に背いた党員は、かならず行政機関または司法機関によって、行政規律または法律にもとづく処置をうけなければならない。ひどく刑法に違反した党員は、かならずこれを党から除名しなければならない。

第三十九条 党の規律処分には、警告、嚴重警告、党内職務の罷免と党外組織に建議しての党外職務の罷免、党籍を保留したうえでの觀察、除名という五つの種類がある。

党籍を保留したうえでの觀察の期間は、長くても二年をこえてはならない。党員は、党籍を保留したうえでの觀察の期間には、表決権、選挙権と被選挙権をもたない。党籍を保留したうえでの觀察を経てたしかに誤りを改めた党員には、党員としての権利を回復すべきであり、かたくなに誤りを改めない者は、除名すべきである。

除名は党内での最高の処分である。各級の党組織は、党員の除名を決定または承認する場合、關係ある資料と意見について全面的に検討し、きわめて慎重な態度をとるべきである。

党内では、党の規約、国家の法律に背くような手段を用いて党員に対処することを嚴禁し、打撃・報復をくわえたり、誣告し陥れたりすることを嚴禁する。これらの規定に違反した組織または個人は、かならず党の規律、国家の法律による追及をうけなければならない。

第四十条 党員にたいする規律処分は、かならず支部大会の討議、決定を経て、党の基層委員会に報告し、その承認を得なければならない。もし関連する問題が比較的重要なまたは複雑な場合、あるいは党員を除名の処分に付する場合、それぞれ異なった状況に応じて、異段階もしくは異段階以上の党の規律検査委員会に報告し、その審査、承認を得なければならない。特殊な状況

のもとでは、県段階および県段階以上の各級の党委員会と規律検査委員会は、直接党員の規律処分を決定する権限をもつ。

党の中央委員会と地方各級委員会の委員、委員候補にたいして党内職務の罷免、党籍を保留したうえでの観察、あるいは除名の処分に付する場合は、かならず本人の所属する委員会の総会の三分の二以上の多数をもって決定しなければならない。地方各級委員会の委員および委員候補にたいする上述の処分は、かならず上級の党委員会の承認を経なければならない。

ひどく刑法に違反した中央委員会の委員、委員候補は、中央政治局がその除名を決定する。ひどく刑法に違反した地方各級委員会の委員、委員候補は、同級の委員会常務委員会がその除名を決定する。

第四十一条 党組織は、党員にたいする処分の決定をおこなう場合、実事求是の態度で事実をはっきり調査すべきである。くわえられるべき処分の決定およびその根拠とする事実資料はかならず本人に明らかにし、本人の事情説明と弁明を聴取しなければならない。処分が決定されたあと、もし本人が不服であれば、訴願することができ、関係ある党組織はかならず責任をもってこれを処理するか、またはすみやかに転送しなければならず、これをにぎりつぶしてはならない。誤った意見と不当な要求を固執することがたしかな者にたいしては、批判、教育を施すべきである。

である。

第四十二条 党の規律を断固まもることは、すべての党組織の重要な責務である。党の規律をまもる面で党組織が職責を果たさない場合には、かならずこれを追及しなければならない。

党の規律にひどく違反しながら、みずからこれを是正できない党組織にたいしては、一級上の党委員会は、事実を調査、確認したのち、情状の重さに応じてその改組または解散を決定するとともに、さらに一級上の党委員会に報告し、その審査、承認を得て、正式に実行を宣告すべきである。

第八章 党の規律検査機関

第四十三条 党の中央規律検査委員会は、党の中央委員会の指導のもとに活動をおこなう。党の地方各級の規律検査委員会は、同級の党委員会および上級の規律検査委員会の二重指導のもとに活動をおこなう。

党の中央と地方各級の規律検査委員会の毎期の任期は、同級の党委員会と同じである。

党の中央規律検査委員会総会は、常務委員会および書記、副書記を選出し、党の中央委員会に報告して、その承認を得る。党の地方各級の規律検査委員会総会は、常務委員会および書記、副

書記を選出し、同級の党委員会で可決されたのち、上級の党委員会に報告し、その承認を得る。

党の中央規律検査委員会の第一書記は、かならず中央政治局常務委員会の委員のなかから選出されなければならない。党の基層委員会に規律検査委員会を設けるか、それとも規律検査委員を設けるかは、その一級上の党組織が具体的な状況にもとづいて決定する。党の総支部委員会と支部委員会には、規律検査委員を設ける。

党の中央規律検査委員会は、活動の必要に応じて、中央段階の党と国家機関に党の規律検査組あるいは規律検査員を駐在させることができる。規律検査組組長あるいは規律検査員は、当該機関の党の指導組織の關係ある会議に列席することができる。その活動は、かならず当該機関の党の指導組織の支持をうけなければならない。

第四十四条 党の中央と地方各級の規律検査委員会のおもな任務は、党規約およびその他の重要な規則・制度をまもり、党委員会に協力して党風を整頓し、党の路線、方針、政策および決議の実行状況を点検することである。

中央と地方各級の規律検査委員会は、つねに党員に規律遵守の教育を施し、党の規律をまもることについての決定をおこなわなければならない。党の規約・規律および国家の法律・法令に背く党組織と党員の比較的重大もしくは複雑な案件を点検、処理し、これらの案件における党員にた

いする処分を決定または撤回しなければならない。党員の告発と訴願を受理しなければならない。

中央と地方各級の規律検査委員会は、とくに重大もしくは複雑な案件の処理における問題点および処理の結果については、同級の党委員会に報告しなければならない。同時に党の地方各級の規律検査委員会は、上級の規律検査委員会にこれを報告しなければならない。

中央規律検査委員会は、中央委員会の成員に党の規律に違反する行為があるのを発見した場合、中央委員会に告発することができ、中央委員会はただちにこれを受理すべきである。

第四十五条 上級の規律検査委員会は、下級の規律検査委員会の活動を点検する権限をもつとともに、下級の規律検査委員会が案件についておこなった決定を承認もしくは変更する権限をもつ。変更されるべき当該下級の規律検査委員会の決定が、もしすでにその同級の党委員会の承認を得ている場合、その変更は、かならず一級上の党委員会の承認を経なければならない。

党の地方各級の規律検査委員会は、同級の党委員会の案件処理の決定にたいして異議がある場合、一級上の規律検査委員会に再審査を求めることができる。もし同級の党委員会あるいはその成員に党の規律、国家の法律・法令に背く行為があることを発見し、同級の党委員会がこれを解決しないか、または正しく解決しない場合、上級の規律検査委員会に訴願を提出し、その処理について協力を求める権限をもつ。

第九章 党グループ

第四十六条 中央と地方の国家機関、人民団体、経済組織、文化組織あるいはその他の党外組織の指導機関には、党グループを設ける。党グループの任務は主として、責任をもって党の方針、政策の実現をはかり、非党員幹部と大衆を結集し、党と国家からあたえられた任務を完遂し、機関の党組織の活動を指導することである。

第四十七条 党グループの成員は、党グループの成立を承認した党委員会がこれを指名する。党グループには、書記、副書記を設ける。

党グループは、かならずその成立を承認した党委員会の指導に服従しなければならない。

第四十八条 所管の下級部門にたいして高度の集中と統一の指導を實行する必要がある国家工作部門においては、党グループの職権、活動任務およびそれらの部門の党グループを党委員会に改めるかどうかは、中央が別にこれを規定する。

第十章 党と共産主義青年団との関係

第四十九条 中国共産主義青年団は、中国共産党が指導する先進的な青年の大衆組織であり、

広範な青年が実践のなかで共産主義をまなぶ学校であり、党の助手および予備軍である。共産主義青年団中央委員会は、党中央委員会の指導をうける。共産主義青年団の地方各級の組織は、同級の党委員会の指導をうけるとともに、共産主義青年団の上級組織の指導をうける。

第五十条 党の各級委員会は、共産主義青年団にたいする指導を強化し、青年団の幹部の選抜と育成・訓練に注意をはらわなければならない。党は、青年団が広範な青年の特徴と必要に応じて生氣はつらつとして、創意性に富む活動をすすめることを断固支持し、青年団の突撃队的役割および広範な青年をつなぐ懸け橋の役割を十分に發揮させなければならない。

青年団の県段階および県段階以下の各級委員会の書記、企業・事業体の青年団委員会の書記は、党員である場合、同級の党の委員会および常務委員会の会議に列席することができる。

中国共産党第十二回全国代表大会の

『中国共産党規約』にかんする決議

(中国共産党第十二回全国代表大会で
一九八二年九月六日に採択)

中国共産党第十二回全国代表大会は、第十一期中央委員会の提起した『中国共産党規約』を採択し、この新しい党規約が採択された日から効力を生ずることを決定した。

大会は、全党の各級党委員会とすべての党組織が新しい党規約の学習を真剣に組織し、すべての党員に党規約の総綱と党規約の各箇条の規定をまじめに理解させるよう努力すべきことを決定した。この学習では、実際と緊密に結びつけ、同志的な批判と自己批判をくりひろげ、すべての党員、わけてもすべての幹部党員の認識を高めて、党の作風と党の組織を全面的に整頓し、党を社会主義現代化の事業を指導する強固な中核に築きあげるために、十分な準備をととのえなければならぬ。

中国共産党第十二回全国代表大会での演説

(一九八二年九月六日)

葉 劍 英

同志のみなさん

われわれの今回の大会は、準備もよかったし、会議もすばらしかった。わたしは鄧小平同志の開会のことばに全面的に賛成する。胡耀邦同志は党中央を代表して、重要な報告をおこない、党規約もりっぱに改正された。わたしは全面的に賛成する。

わが党は生氣にあふれた党である。今回の大会を経て、年若く活力に富む多くの同志が、中央およびその他の指導的地位につくことになったが、これは党の事業の隆盛をしめす重要な指標である。われわれ古い世代の同志は、こうした状況を目にして、心から喜びを覚える。

唐の詩人李商隱は「雛鳳は老鳳の声より清し」という詩句で、その後輩の詩才をほめたた

えた。それは、後の者が先になり、若い者が年寄りをしのご、という意味である。これは歴史の発展と社会進歩の基本法則といってよい。新たに抜てきされた若い同志が古参同志と緊密に協力して重責を担い、勇往邁進するのをねがっている。人類の認識能力は無限であるが、個々の人間の認識には限界がある。だからこそ学ぶことに長じていなければならない。同志のみなさんが共產主義の思想、党の歴史的経験、現代科学の知識で自分を武装するようつとめるとともに、大衆と団結して刻苦奮闘し、人を見わけてうまく用い、人の忠告を素直に聞くようにしさえすれば、かならず指導の仕事を精彩あらしめ、現代化建設の征途において、偉大な時代に恥じぬ栄えある業績をあげうるにちがいない、とわれわれは確信している。

今回の大会のあと、多くの古参同志が指導的地位をしりぞくことになるが、これは党の事業の発展の必要から出たものである。これらの古参同志は数十年間、ひたすら奮闘してきた人たちであり、革命の功労者である。その功績を党と人民は忘れることはない。しりぞいた古参同志も、思想はしりぞいてはならず、実際の行動によって自分の晩年の歴史を書きあげ、いついかなる場合にも、党と人民の利益を念頭におき、ひきつづき自分の力に応じた仕事をしなければならぬ。わたしはことし八十五歳になる。年老いて病多く、何かやろうとしても意にまかせず、党の事業を念頭において、これまで何度か指導的地位からしりぞきたいと申し出てきた。中央がわたし

の引退を決定しないうちは全力をつくし、「労苦をいとわず働き、死してのち止む」のみである。

十二回大会以後、社会主義現代化の事業の新たな局面を全面的に切り開くことになるが、これはまことに困難にみちた任務である。われわれの新しい中央委員会はぜひとも、よりいっそう民主集中制を堅持し、集団指導の原則を堅持しなければならない。大衆の英知と力を集中すれば、仕事はやり易くなり、困難は容易に、険阻は平坦に変えられ、仕事のなかでの誤りを減らすことができる。党の歴史的経験は、くりかえしそのことを証明している。ここ数年来、中央政治局、書記処はこの面でかなりよくやっており、いちじるしい成果をあげている。今後は中央から地方にいたる各級党委員会が、みなこのようにやって、党の正常な生活と正しい指導を保証し、国家の長い未来にわたる安定を実現しなければならない。みなさんが党を治め国を治めるこの根本原則を堅持して、一代一代と伝えていくよう希望する。

以上が本日のあいさつである。大会が十二分に成功をおさめるよう祈る。

中国共産党第十二回全国代表大会での演説

(一九八二年九月六日)

陳 雲

代表のみなさん、同志のみなさん

わたしは胡耀邦同志が中央委員会を代表して今回の大会でおこなった報告に全面的に賛成し、党規約改正案に全面的に賛成し、鄧小平同志の開会のことばに全面的に賛成し、葉劍英同志の演説に全面的に賛成するものである。

わが党は、「四人組」粉砕以後、十一期三中総を経て前進の方向を正し、さらに十一期四中総、五中総、六中総を経て、国家の政治生活と社会主義建設を次第に、正しい、健全な発展の軌道にのせてきた。

しかし、さまざまな原因のために、わが党の幹部隊列にはかなり長期にわたり、程度の差こそ

あれ、高齢化現象が存在し、端境期の問題が存在している、という点を冷静にみてとるべきである。この問題をいま解決しなければ、あるいはうまく解決できなければ、中国における共産主義の事業には曲折が現われるかもしれない。同志の一人ひとり、わけても古参同志の一人ひとり、この問題の重大性と緊急性を認識すべきである。

したがって、幹部隊列の引き継ぎの問題をりっぱに解決することは、全党の直面する重要な任務なのである。

この問題を解決するには、なによりもまず古参幹部がつきつきと指導部から引退しなければならぬ。

さきごろおこなわれた党中央と國務院の機構改革のなかで、一部の古参同志は第一線の指導的地位からしりぞいた。さきごろ開かれた十一期七中総ではまた、多くの古参同志が中央委員会と一部の指導的地位からしりぞくことを表明した。これは、われわれの古参幹部に高度の革命的責任感があることをものがたっている。

第一線から身をひけば、古参幹部にとって、革命はもうここまで、というのであろうか。いや、そうではない。第二線にひき下がって、自分の力に応じた仕事をするにしても、離職休養、退職休養するにしても、やはり青壮年幹部の仕事を支え、青壮年幹部にたいする経験の伝授、協

力、先導の任務を担わなければならない。古参幹部はこの任務を全うしてこそ、党と革命事業に最後の力を尽くしたことになるのである。

なお、幹部隊列の端境期であるからには、古参同志のすべてがいちどに指導部からしりぞくわけにはいかない。一部の古参同志は、実際の状況にもとづいて、なお一時、第一線に残らなければならない。しかし、これらの同志にしても、おもな精力をもちや日常の激務にそぐべきではなく、それを経験の伝授、協力、先導にそそぎ、重要な問題について知恵を出し、要所をおさえることにむけるべきである。

幹部隊列の引き継ぎの問題を解決するには、青壮年幹部を抜てきして、各級の指導部に入れなければならない。

この問題について、二つの点にふれたい。

第一の点は、せいぜい何十人、何百人を抜てきすればいいというのではなくて、何千何万と抜てきしなければならない、ということである。

なぜ何千何万も抜てきしなければならないのか。それは、こうしてこそ、各級指導部から身をひいた大量の古参幹部の仕事を引き継げるからであり、確実に信頼できる人に引きわたすのになり大きい人選の余地が残されるからであり、「文化大革命」のなかで抜てきされた波乱をまき

おこす連中に今後騒動を起こさせないようにできるからである。

青壮年幹部を何千何万と抜てきするためには、発展的観点でかれらを見なければならず、まだ経験が不足しているという面だけを見てはならない。もちろん、青壮年幹部には古参幹部のような豊富な活動経験はない。しかし、経験というものがどこからくるのかと問うてみるべきである。やはり実際活動のなかで鍛えられて得られるものではないのか。青壮年幹部を責任ある地位につかせ、その責務を担わせて、三年、四年、長くて九年、十年も鍛えれば、かならず経験を積み、次第に成長するものである。このほか、「補佐」といったポストを多く設ければ、青壮年幹部を正式の指導的地位に抜てきするさいに当面するかもしれないぬ抵抗を減らせると同時に、党組織がかれらを正式に任命する前に、その指導能力と組織的才能について実際に考察するのに役だつ。

青壮年幹部抜てきの問題について、もう一つ言っておきたい点は、「文化大革命」期に林彪・江青一味に追隨し、造反によって成りあがった者、ゆゆしい派閥思想の持主、殴打・破壊・略奪をはたらいた分子、この「三種類のもの」はひとりも抜てきしてはならず、すでに抜てきされているものは、断固指導部から除かなければならない、ということである。

なぜ、ひとりも抜てきしてはならないのか。それはこの「三種類のもの」がもし指導部に入っていれば、何年か後に風向きがよいとみたとき、党内になにか風波がおこったとき、かれらはおどろいて波乱をおこし、もう一度国家に害をもたらし、人民に害をもたらすからである。

もちろん、「文化大革命」期に誤りを犯した青壮年のなかで、「三種類のもの」に属するのは少数にすぎず、大多数はあとについていただけである。あとについていただけのものは、かれらが真に自分の誤りを認識し、「三種類のもの」と断固一線を画し、しかも「四人組」粉碎以後、ずっと真面目な態度でやっているならば、党はかれらを信頼し、任用し、仕事のなかでひきつづき考察し、援助をするべきである。

われわれはまた、「文化大革命」期に態度が真面目、または基本的には真面目であった青壮年はおおぜいいるということを見てとるべきであり、われわれが青壮年幹部を抜てきするさいには、主としてこの人たちの間から選ぶべきである。

この「三種類のもの」以外に、さらに二種類のものも抜てきしてはならない。それは三中総以後の党中央の路線に反対している者と、経済分野やその他の面で法律、規律にゆゆしく背いている者である。

要するに、一方では大胆に抜てきし、青壮年幹部の抜てきを早めると同時に、他方では、政治的基準という要所を厳格におさえることである。才と徳をくらべた場合、われわれは徳にいつそう重きをおかなければならない。それは党性のしっかりした、作風のまっとうな、原則を堅持す

る勇気のある人を確実に抜てきしなければならない、ということである。
幹部隊列の引き継ぎという問題をりっぱに解決さえすれば、わが党の事業にはかならず後に
つづく者があると、わたしは信じている。

中国共産党第十二回全国代表大会閉会のことば

(一九八二年九月十一日)

李 先 念

同志のみなさん

わが党の第十二回全国代表大会は、代表全員の共同努力によって、ここに今回の会議の歴史
的使命をとどこおりなく完了した。

今回の代表大会は、十分な民主的討議を経て、胡耀邦同志が党の第十一期中央委員会を代表し
ておこなった報告に一致して同意し、それについての決議を採択した。党中央の報告は、マルク
ス・レーニン主義、毛沢東思想の基本的原理を運用して、ここ六年来、とりわけ十一期三中総い
らい、わが国の各分野における混乱收拾の面で収めた偉大な勝利を総括し、わが国の当面の政治
情勢と経済情勢について分析し、社会主義現代化建設の新たな局面を全面的に切り開く方針・任
務を提起した。十二回大会の指し示す方向に沿って断固前進すれば、わが党の指導する中国人民

の社会主義事業は、かならず新たな偉大な勝利を収めるものと、われわれは確信している。

今回の代表大会は、代表全員の真剣な審議を経て、新しい党規約を一致採択した。この党規約は、十一回大会の党規約のなかの「左」の誤りを一掃し、党の七回大会と八回大会の党規約のすぐれた点を受けつぎ、発展させている。新しい党規約は、党の歴史的経緯と集団的英知の結晶であり、新たな歴史的時期において党の思想建設と組織建設を強化する強力な武器である。新しい党規約の制定は比較的容易といえるが、それを全党で厳格に貫徹するのはさほど容易ではないことを、指摘しておかなければならない。われわれは厳粛かつ真剣な思想教育活動と組織活動をすすめ、党規約の要求に照らして、全党において党の作風と党の組織を断固整頓し、また党規約に違反するすべての言論、行為とたたかって、共産黨員を真に人民大衆の模範たらしめ、わが党を真に社会主義現代化事業を指導する強固な中核に築きあげねばならない。

今回の代表大会は、十分な下準備と民主的選挙を経て、新しい中央委員会を生み出した。同時にまた、中央顧問委員会と中央規律検査委員会を選出した。こうして、十二回大会の提起する方針・任務を実現するうえで、組織面における重要な保証が得られたのである。新しい中央委員会には、多年の試練にたえぬいた古参同志もいれば、わりあい若い同志も大勢入っている。これらの同志たちは、かならずやかたく団結し、緊密に協力しあい、新しい党中央をいっそう強固な戦

闘的司令部にするであろう。新しく設けられた中央顧問委員会は、徳望の高い多くの古参同志から成っており、かならずや政治面で党中央のよき助手、よき参謀となり、党の事業をすすめる過程で、若い世代への経験の伝授、協力、先導の役割を發揮するであろう。中央規律検査委員会は党の全国代表大会の選挙によって生みだされ、その責任はいっそう重くなった。中央規律検査委員会は新しい党規約を貫徹し、党の規律を守り、党の共産主義的純潔性を保つううえで、重要な役割を果たすであろう。わたしはここで、大会主席団わけても古参同志たちを代表して、新しく中央指導機構に選ばれる青壮年の同志たちに熱烈な歓迎の意を表したい。これらの同志たちがおこりやあせりを戒め、謙虚でつつしみぶかく、学習に励み、党から与えられた任務を勇敢に担い、そして仕事のなかで優秀な成績をあげるよう希望する。

同志のみなさん！ 今回の代表大会から次回代表大会までの五年間に、わが党の活動ぶりがどうであるかということは、新しい時期の全般的任務を完遂するうえで、決定的な役割を果たすこととなるだろう。今回の大会は、財政・経済状況の根本的好転、党風の根本的好転、社会気風の根本的好転という三つの根本的好転をこの五年内に実現させるよう提起している。それと同時に、われわれは台湾の同胞、香港・澳門の同胞、海外華僑の同胞とともに、祖国統一という大業を促進しなければならない。また全世界人民とともに、世界の平和を守るためにたたかわなければ

ばならない。これは非常にきびしい、困難にみちた偉大な戦闘的任務であって、われわれは小さくも気をゆるめてはならない。今回の大会終了後、われわれは張りつめた気持ちで行動に立ちあがり、全党と全国人民のなかで、十二回大会の精神を広く、深く宣伝し、すべての共産党員、共産主義青年団員、労働者、農民、知識分子、解放軍指揮員・戦闘員、幹部およびすべての愛国的公民を組織して、十二回大会の報告と新しい党規約を真剣に学習し、鄧小平同志の開会のことばと葉劍英同志、陳雲同志の重要な演説を真剣に学習し、大会の提起した方針・任務をどこの誰かがわきまえ、人心に深く根をおろすようにしなければならぬ。同時に、各地方、各部門の具体的状況に結びつけて、適切かつ効果的な措置をとり、着実に貫徹しなければならぬ。

同志のみなさん！ 十二回大会の提起する戦闘的諸任務を完遂するために奮闘努力するなかで、われわれはかならず全党の大団結をさらに強め、全国各民族人民の大団結をさらに強めなければならぬ。われわれの偉大な社会主義事業は、いままさにマルクス主義の正しい航路に沿って勝利のうちに前進している。われわれが党中央委員会のまわりにかくく結集し、精神を振り起こし、刻苦精励しさえすれば、かならずわが国の革命と建設という大きな船を動かして、一歩一歩われわれの偉大な目標に到達できるものと、われわれは信じている。

われわれの今回の代表大会開催中、秘書、総務、警備、医療、生活、さらには文書の起草・翻

訳、宣伝・報道、通信、連絡、印刷などを担当した諸同志を含め、大会のために勤務したすべての同志は、日夜、労苦をいとわず、仕事にはげみ、北京市人民も大会の順調な進行に貢献した。ここで大会主席団を代表し、この人たちに心から感謝の意を表したい。

ここに、中国共産党第十二回全国代表大会が勝利のうちに閉幕したことを、宣言する。

中国共産党第十二期中央委員会 委員と委員候補名簿

中央委員会委員名簿

(計二百十名)

(排列は姓の中国簡略文字筆面順による)

于明濤	于洪恩	万達	万里	万海峰	馬文瑞
馬興元	習仲勳	王芳	王猛	王震	王丙乾
王漢斌	王光中	王光宇	王兆国	王全国	王任重
王克文	王誠漢	王恩茂	王崇倫	王朝文(ミャオ族)	
王鶴寿	章国清(チワン族)	尤太忠	毛致用		
烏蘭夫(蒙古族)	方毅	帕サン(巴桑)	女チベット族		
鄧力群	鄧小平	鄧穎超(女)	鄧稼先	ブヘ(布赫 蒙古族)	
葉飛	葉劍英	田紀雲	白棟材		
イスマイル・アイマツト(司馬義・艾買提)	ウイグル族	邢燕子(女)	呂培倫		

朱雲謙	朱光重	朱穆之	喬石	喬曉光	伍精華(イ一族)
任仲夷	華國鋒	向守志	劉震	劉正威	劉華清
劉志堅	劉復之	劉振華	江沢民	江擁輝	池必卿
安平生	許家屯	孫大光	陰法唐	嚴東生	蘇鋼
蘇毅然	李銳	李鵬	李力安	李子奇	李立功
李東治	李先念	李啓明	李學智	李夢華	李緒鄂
李森茂	李瑞環	李錫銘	李深溥	李德生	李耀文
楊波	楊勇	楊堤	楊成武	楊汝岱	楊易辰
楊尚昆	楊得志	楊靜仁(回族)	楊德中	蕭華	蕭寒
蕭全夫	吳全清	吳學謙	何康	何東昌	余秋里
谷牧	沈凶	沈因洛	宋平	宋任窮	張壽
張震	張廷發	張再旺	張勁夫	張愛萍	張銓秀
張曙光	陳雲	陳彬	陳雷	陳仁洪	陳丕顯
陳偉達	陳希同	陳國棟	陳福漢	陳慕華(女)	陳璞如
林若	林乎加	林麗韞(女)	羅青長	周惠	周子健

周世忠	周建南	鄭三生	鄭拓彬	項南	趙守一
趙興元	趙志堅	趙蒼璧	趙南起(朝鮮族)	胡立教	趙海峰
趙紫陽	郝建秀(女)	胡宏	胡繩	洪學智	胡喬木
胡啓立	胡耀邦	柳林	饒興礼	秦仲達	姚広
姚依林	賀進恒	賀敬之	秦川	秦基偉	秦基偉
袁宝華	聶榮臻	莫文祥	ラグデ(熱地)	チベット族	顧秀蓮(女)
錢正英(女)	錢永昌	鉄瑛			
テムル・ダワマド(鉄木爾・達瓦買提)		ウイグル族			
徐向前	殷淵	高揚文	郭力文(女)	唐克	徐少甫
黃知真	黃新廷	崔乃夫	崔月犁	康世恩	黃華
章沢	梁必業	梁靈光	梁步庭	彭冲	康克清(女)
蔣南翔	韓先楚	韓培信	覃応機(チワン族)	強曉初	傅奎清
焦林義	魯大東	謝希德(女)	謝振華	譚友林	解峰
廖漢生	廖承志	賽福鼎(ウイグル族)			譚啓竜
譚善和	薛駒	穆青(回族)	戴蘇理		

中央委員会委員候補名簿

(計百三十八名)

(排列は得票数順による)

楊泰芳	郎大忠 (ダイ族)	尉健行	蔣民寬	尹長民 (女)
羅尚才 (ブイ族)	周光召	鄭光迪 (女)	姜燮生	彭士祿
尹俊 (ペー族)	年得祥 (回族)	李剛	陳素之 (女)	滿州族)
胡平	胡錦濤	袁方烈	ゲサンドシエ (格桑多杰)	チベット族)
蔣心雄	楊析綜	金宝生 (ヤオ族)	趙宗鼎	唐仲文
潘榮文 (女)	朱訓	劉樹生 (回族)	李冰 (女)	吳文英 (女)
陸懋曾	陳煥	林殷才	梁棟材	熊清泉
于振武	于鴻礼	盧良恕	朱厚沢	喬学亭
張辛泰	宮本言	黎明	王群	李慧芬 (女)
ヤンリンドルジ (楊嶺多吉)	チベット族)	周阿慶	董繼昌	黃德懋
孫維本	栗寿山	錢其琛	馬思忠 (回族)	王越豊 (リー族)

パトパーゲン (巴圖巴根)	蒙古族)	盧功勳	田世興	劉鴻儒
張万年	梁成業 (チワン族)	王忍之	王林鶴	劉玉潔 (女)
劉国光	許勤	ジャナビル (賈納布爾)	カザフ族)	黒伯理 (回族)
丁鳳英 (女)	韓叙	謝非	魏金山	孫国治
李淑鐸 (女)	吳祖強	何光遠	張祥	聶奎聚
黃枢	馬忠臣	王学珍	邢崇智	劉友法
汪家鏐 (女)	張伯祥	韓瑞階	邢至康 (女)	劉毅
王建功	張万欣	安志文	李鋒	吳蔚然
陳作霖	宋健	林潤青	鄒家華	羅幹
李化民	黃甘英 (女)	趙東宛	吳向必 (ミャオ族)	高厚良
楊正午 (トゥチャ族)	敵政	劉維明	錢学森	楊海波
馬洪	房維中	王蒙	李際均	徐信
葉選平	劉海清	馬明	王六生	李昌安
任榮	楊永良	王扶之	張根生	吳冷西
王金山	李瑞山	王謙	于桑	汪東興

中国共産党中央顧問委員会委員名簿

(計百七十二名)

(排列は姓の中国簡略文字筆画順による)

于光遠	万 毅 (満州族)	王 平	王 一平	王 子綱
王世泰	王幼平	王必成	王尚荣	王守道
王新亭	王必成	王尚荣	王守道	王新亭
区夢覚 (女)	テイエンパオ (天宝 チベット族)	韋 傑 (チワン族)	孔 傑	鄧小平
鄧小平	方志純	尹林平	孔 原	孔石泉
馮文彬	平傑三	帥孟奇 (女)	白如水	馮 鉉
廷 懋 (蒙古族)	馮基平	成 鈞	成仿吾	馮 鉉
劉景範	任白戈	任質斌	劉 傑	呂正操
劉景範	劉建章	劉順元	劉 曉	劉 曉
許世友	江 華 (ヤオ族)	劉俊秀	劉道生	劉道生
李 强	杜 平	江一真	江渭清	許世友
李 强	杜義徳	李 達	李 貞 (女)	李 强
孫冶方	孫冶方	孫冶方	孫冶方	孫冶方
劉瀾濤	劉瀾濤	劉瀾濤	劉瀾濤	劉瀾濤
伍修權	伍修權	伍修權	伍修權	伍修權
馮紀新	馮紀新	馮紀新	馮紀新	馮紀新
甘渭漢	甘渭漢	甘渭漢	甘渭漢	甘渭漢
方 強	方 強	方 強	方 強	方 強

李一氓	李運昌	李楚離	蕭望東	何長工	張才千	張邦英	陳再道	林 鈇	周 里	趙武成	段君毅	聶鳳智	顧卓新	郭化若
李豐平	李堅真(女)	李聚奎	吳 德	汪 鋒	張平化	張秀山	陳野萃	歐陽山	周 林	趙健民	賀 彪	栗又文	錢之光	郭述申
李井泉	李卓然	楊尚奎	吳克華	宋 黎	張令彬	張啓龍	陳錫聯	羅玉川	周仁傑	趙毅敏	賀晉年	夏 衍	徐立清	郭洪濤
李任之	李維漢	楊獻珍	吳亮平	宋時翰	張達志	張維楨	陳漫遠	羅貴波	鄭天翔	鍾子雲	袁昇平	夏之栩(女)	高 揚	唐 亮
李成芳	李葆華	蕭 克	吳富善	宋侃夫	張光年	張稼夫	武新宇	金 明	趙 林	鍾漢華	袁任遠	夏世厚	高克林	姬鵬飛
李志民	李韻伯	蕭勁光	曠伏兆	張 策	張仲良	陸定一	范式人	周 揚	趙辛初	鍾期光	耿 飜	夏征農	郭 峰	黃 鎮

黃火青	閻達開	粟 裕	曾 生	薄一波
黃啟東	閻揆要	程子華	曾 志(女)	霍士廉
曹 瑛	彭嘉慶	程世才	詹才芳	魏金水
曹里懷	彭德清	傅 鍾	雍文濤	
常黎夫	韓念齋	舒 同	廖志高	
章 蘊(女)	惠浴宇	曾 三	譚震林	

中国共産党中央規律検査委員会委員名簿

(計百三十二名)

(排列は姓の中国簡略文字筆画順による)

馬国瑞	王 凌 (女)	王 鉄	王 焰	王又新	王從吾
王堯山	王衆音	王秉祥	王宗槐	王戰平	王曉光
王福慶	王鶴寿	王鶴峰	雲世英 (蒙古族)	毛 鐸	
文 力 (回族)	文正一 (朝鮮族)		石生榮	石新山	史 敏
白治民	包玉山 (蒙古族)		朱紹清	喬 青	任志恒
ドシエツアイラン (多吉才讓)	チベット族		劉 英 (女)	劉 昆	劉漢生
劉自德	劉麗英 (女)	劉鳴九	劉家棟	劉茹影 (女)	劉新權
劉鶴孔	許夢俠	孫彤輝 (女)	嚴佑民	嚴克倫	李 莊
李 堅	李 昌	李 濤 (滿州族)		李 耀	李之璉
李正亭	李興旺	李君彦	李哲夫	李健民	李振海

楊克	楊瑀	楊子謙	楊西林	楊攸箴	楊蘊玉(女)
吳信泉	余達佳(チワン族)	余述生	余建亭	狄子才	
鄒衍	宋誠	宋潔涵	張矛(女)	張凱	張順
張力行	張伝棟	張海峰			
ハムディ・ニヤズ(阿木冬・尼牙孜 ウイグル族)				陳雲	陳坦
陳達之	陳如竜	邵井蛙	范希賢	范朝利	林曉
林一心	林維先	金風	金石	金昭典	龐然
趙重徳	趙起揚	段雲	饒正錫	徐其孝	徐深吉
高峻	高新華	郭建(女)	郭春原	唐延傑	浦安修(女)
晏福生	黄中	黄凱	黄乃一	黄民偉	黄立清
黄克誠	曹広化	曹幼民	曹冠群(女)		
ツアオタノフ(曹達諾夫 ウイグル族)		威元靖		崔健	康迪
章林	梁茂成	彭儒(女)	彭清雲	韓光	韓天石
焦若愚	焦善民	謝邦治	詹大南	蔡順礼	譚開雲
譚申平	薛坦	薛鳳霄	蹇先任(女)	蹇先仏(女)	

中国共産党第十二期中央委員会第一回総会公報

(第一号)

中国共産党第十二期中央委員会第一回総会は、一九八二年九月十二日から北京で開かれた。会議は、胡耀邦同志、趙紫陽同志が主宰した。これには、中央委員二百十名、中央委員候補百三十八名が出席した。また、中央顧問委員会委員百四十九名と黄克誠同志が列席した。総会は第一日目に中央政治局委員と中央政治局委員候補、中央政治局常務委員会委員、中央委員会総書記、中央書記処書記と書記候補を選出し、中央軍事委員会主席、副主席を決定した。

名簿はつぎのとおりである。

(一) 中央政治局委員、委員候補

- 一 中央政治局委員(排列は姓の中国簡略文字筆画順による)
- | | | | | |
|----|-----|--------|-----------|----------|
| 万里 | 習仲勳 | 王震 | 韋国清(チワン族) | 烏蘭夫(蒙古族) |
| 方毅 | 鄧小平 | 鄧穎超(女) | 葉劍英 | 李先念 |
| | | | | 李德生 |

楊尚昆 楊得志 余秋里 宋任窮 張廷谿 陳雲
趙紫陽 胡喬木 胡耀邦 聶榮臻 倪志福 徐向前
彭真 廖承志

二 中央政治局委員候補（排列は得票數順による）
姚依林 秦基偉 陳慕華（女）

（二）中央政治局常務委員會委員

胡耀邦 葉劍英 鄧小平 趙紫陽 李先念 陳雲

（三）中央委員會總書記

胡耀邦

（四）中央書記處書記、書記候補

一 書記（排列は姓の中國簡略文字筆画順による）

万里 習仲勳 鄧力群 楊勇 余秋里 谷牧

陳丕顯 胡啓立 姚依林

二 書記候補（排列は得票數順による）

喬石 郝建秀（女）

（五）中央軍事委員會主席、副主席

主席 鄧小平

副主席 葉劍英 徐向前 聶榮臻 楊尚昆（常務副主席）

中国共産党第十二期中央委員会第一回総会公報

(第二号)

中国共産党第十二期中央委員会第一回総会は、一九八二年九月十三日、北京で引きつづき開かれた。これには中央委員二百九名、中央委員候補百三十八名が出席した。また、中央顧問委員会委員百五十六名、中央規律検査委員会委員百二十八名が列席した。

総会は、中央顧問委員会総会が選出した主任、副主任と常務委員会委員の人選を承認し、また、中央規律検査委員会総会が選出した書記と常務委員会委員の人選を承認した。

会議の終了にあたって、胡耀邦同志が新たに選出された中央書記処を代表して、党の当面と明年の活動の段取りについて重要演説をおこなった。

中国共産党中央顧問委員会第一回総会公報

中国共産党中央顧問委員会第一回総会は、一九八二年九月十三日、北京で開かれた。これは、中央顧問委員会委員百五十八名が出席した。会議は、薄一波同志、程子華同志が主宰した。鄧小平同志が会議で顧問委員会の性質と任務について重要演説をおこなった。総会は中央顧問委員会の主任、副主任と常務委員会委員を選出した。名簿は次のとおりである。

主任 鄧小平

副主任 薄一波

許世友

譚震林

李維漢

王平

王首道

鄧小平

伍修權

劉瀾濤

江華

許世友

李井泉

李維漢

蕭克

蕭勁光

何長工

宋時輪

陸定一

陳錫聯

段君毅

耿飜

姬鵬飛

黃火青

粟裕

程子華

傅鍾

譚震林

薄一波

中国共産党中央規律検査委員会第一回総会公報

中国共産党中央規律検査委員会第一回総会は、一九八二年九月十三日、北京で開かれた。これには、中央規律検査委員会委員百二十九名が出席した。会議は、王鶴寿同志、韓光同志が主宰した。陳雲同志が当面における党の規律検査活動を強化する問題について重要演説をおこなった。総会は、中央規律検査委員会の書記と常務委員会委員を選出した。名簿は次のとおりである。

第一書記 陳 雲

第二書記 黄克誠

常務書記 王鶴寿

書 記 王從吾

韓 光

李 昌

馬国瑞

韓天石

常務委員（排列は姓の中国簡略文字筆画順による）

馬国瑞

王從吾

王鶴寿

李 昌

李之璉

李正亭

陳 雲

黄克誠

韓 光

韓天石

蔡順礼

中国共产党第十二次全国代表大会文献集

1982年 初版发行

出版者 外文出版社
(北京阜成门外百万庄)

发行者 中国国际贸易书店
(北京 P. O. Box 399)

印刷者 外文印刷厂

编号: (日)3050-2880

3-J-1708P

00090

